

特別勘定のしおり

ハイブリッド あんしん ライフ

変額終身保険（災害加算・I型）



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。

「特別勘定のしおり」に関するご注意点

- T&Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下「T&Dフィナンシャル生命」といいます）では、この保険の資産を他の保険種類の資産とは明確に区分するために専用の特別勘定を設け、特別勘定内の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき管理・運用を行ないます。なお、ご契約者は、特別勘定資産の運用方法については一切の指図はできません。
- 特別勘定の主な投資対象として投資信託を用いますが、この保険は生命保険であり、投資信託ではありません。
- 「特別勘定のしおり（以下「当冊子」といいます）」に記載される投資信託の開示情報は参考情報であり、ご契約者が直接投資信託を保有するものではありません。記載される投資信託の開示内容は、特別勘定が主な投資対象として用いる投資信託に関するものです。
- 特別勘定の資産運用には、株価や債券価格などの変動による投資リスク（価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクなど）があります。この保険では、資産運用の実績が直接、積立金額・解約払戻金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクはともにご契約者に帰属することとなります。
- 特別勘定の資産運用の結果によっては、お受取りになる保険金等が一時払保険料を下回ることもありますので、ご契約のお申込みにあたっては、十分ご検討いただきますようお願いします。
- 特別勘定の収益性や安全性は、投資対象や運用方針などにより異なるため、特別勘定の選択については、特別勘定の特徴をご理解のうえ、ご自身の判断と責任においてお申込みください。
- 特別勘定による資産運用の成果がご契約者の期待どおりではなかった場合でも、T&Dフィナンシャル生命または第三者（生命保険募集人など）がご契約者に何らかの補償・補填を行なうことはありません。
- 特別勘定のユニットプライスの値動きは、特別勘定の主な投資対象となる投資信託の値動きとは異なります。これは、特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動などに備えて一定の現預金などを保有していること等によります。
- 当冊子の投資信託に関する記載事項は、運用会社により開示される情報をT&Dフィナンシャル生命が提供するものであり、開示内容に関してT&Dフィナンシャル生命が責任を負うものではありません。
- 当冊子に記載される投資信託の運用状況、財務諸表および現況に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

「特別勘定の運用状況」についての最新情報は下記にてお問合せいただけます。

- ◆ T&D フィナンシャル生命 ホームページアドレス（URL） <https://www.tdf-life.co.jp>
- ◆ T&D フィナンシャル生命 フリーダイヤル（お客様サービスセンター）

0120-302-572 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

◆特別勘定の種類と運用方針

	特別勘定名	特別勘定の運用方針	運用に関する費用 ^{*1}
特別勘定グループ (H A型)	安定型 (871)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／国内／資産複合／「円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.352% (税抜 0.320%)
	やや安定型 (872)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／資産複合／「財産 3 分法（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.517% (税抜 0.470%)
	中間型 (873)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／資産複合／「グローバル 3 倍 3 分法（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.407% (税抜 0.370%)
	やや積極型 (874)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／海外／株式／インデックス型／「先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.286% (税抜 0.260%)
	積極型 (875)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／海外／株式／インデックス型／「インデックスファンド NASDAQ100（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.418% (税抜 0.380%)

主な投資対象となる投資信託			
投資信託名	運用会社	運用方針	詳細内容 (ページ)
円資産インデックスバランス 〈円奏会ベーシック〉 (適格機関投資家専用)	東京海上アセット マネジメント株式会社	3つの円建て資産に分散投資をすることにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。各資産への配分比率は、日本債券70%、日本株式15%、日本REIT15%を基本とします。	6~29 および 110~115
財産 3 分法 (適格機関投資家専用)	日興アセット マネジメント株式会社	各資産への投資比率は不動産等25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%とし、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長を目指します。一部の資産を除き、原則として為替ヘッジを行ないません。	30~48 および 116
グローバル 3 倍 3 分法 (適格機関投資家専用)	日興アセット マネジメント株式会社	世界の株式やREITなどの現物の組入総額と株価指数先物取引や国債先物取引の買建総額の組入合計額が、信託財産の総資産総額の3倍相当額となるように投資を行ないます。原則として、為替ヘッジを行ないません。	50~68 および 117
先進国株式インデックス (適格機関投資家専用)	東京海上アセット マネジメント株式会社	MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行なうことを基本とします。信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することができます。原則として、為替ヘッジを行ないません。	70~87 および 118~123
インデックスファンド NASDAQ100 (適格機関投資家専用)	日興アセット マネジメント株式会社	米国の株式市場を代表する指数「NASDAQ100指数（円換算ベース）」に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。原則として、為替ヘッジを行ないません。	88~108 および 124

* 1 運用に関する費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。運用に関する費用は、本冊子作成時現在のものですが将来変更される可能性があります。

※ 各特別勘定の投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。

※ 変額終身保険（災害加算・I型）では販売する募集代理店により、異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。

※ 投資信託の運用会社については、委託会社と表記されることもあります。

※ これらの投資信託は主としてマザーファンド受益証券に投資するため、マザーファンドを通じた実質的な運用方針を記載しております。

《お問合せ先》

T&Dフィナンシャル生命フリーダイヤル（お客様サービスセンター）

○○ 0120-302-572

受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日等を除く）

ホームページアドレス（URL） <https://www.tdf-life.co.jp>

《特別勘定（ファンド）についてのご照会先》

○○ 0120-228-275

受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日等を除く）

もくじ

特別勘定のしおり

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する極めて重要な事項】

【投資信託】 円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉(適格機関投資家専用)

【運用会社】 東京海上アセットマネジメント株式会社 ページ 6

【投資信託】 財産3分法(適格機関投資家専用)

【運用会社】 日興アセットマネジメント株式会社 ページ 30

【投資信託】 グローバル3倍3分法(適格機関投資家専用)

【運用会社】 日興アセットマネジメント株式会社 ページ 50

【投資信託】 先進国株式インデックス(適格機関投資家専用)

【運用会社】 東京海上アセットマネジメント株式会社 ページ 70

【投資信託】 インデックスファンドNASDAQ100(適格機関投資家専用)

【運用会社】 日興アセットマネジメント株式会社 ページ 88

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する重要な事項】

【投資信託】 円資産インデックスバランス〈円奏会ベーシック〉(適格機関投資家専用)

【運用会社】 東京海上アセットマネジメント株式会社 ページ 110

【投資信託】 財産3分法(適格機関投資家専用)

【運用会社】 日興アセットマネジメント株式会社 ページ 116

【投資信託】 グローバル3倍3分法(適格機関投資家専用)

【運用会社】 日興アセットマネジメント株式会社 ページ 117

【投資信託】 先進国株式インデックス(適格機関投資家専用)

【運用会社】 東京海上アセットマネジメント株式会社 ページ 118

【投資信託】 インデックスファンドNASDAQ100(適格機関投資家専用)

【運用会社】 日興アセットマネジメント株式会社 ページ 124

特別勘定が投資する投資信託の運用情報

【資産の運用に関する極めて重要な事項】

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

円資産インデックスバランス<円奏会ベーシック>（適格機関投資家専用）
(以下「当ファンド」ということがあります。)

2 目的および基本的性格

主として、マザーファンドへの投資を通じて、国内の複数の資産（債券、株式、REIT）に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

<商品分類>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	国内	資産複合

※商品分類の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

3 特 色

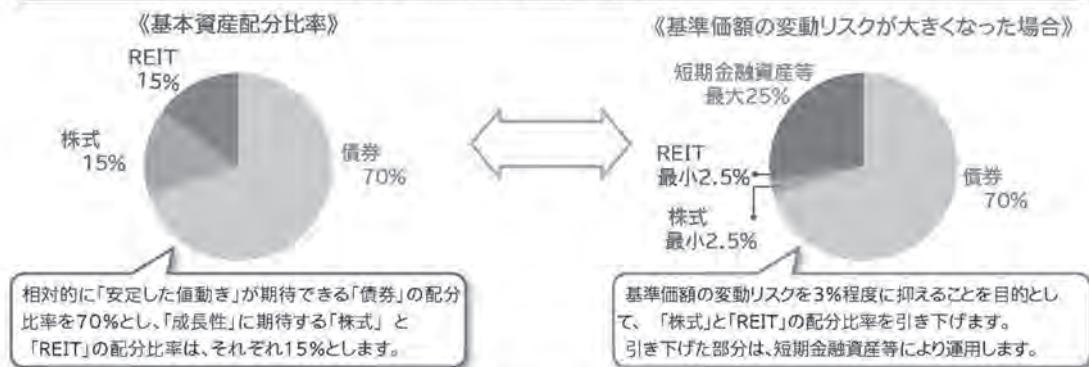
●国内の複数の資産（債券、株式、REIT）に分散投資します。

各資産への配分比率は、債券70%、株式15%、REIT15%を基本とします。

※上記の資産配分比率を基本としますが、当ファンドの基準価額の変動リスクを一定の水準に抑制することを目標として、株式とREITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、短期金融資産を組入れます。

（株式とREITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。）

ファンドの資産配分比率のイメージ



※配分比率調整は、株式とREITの資産配分比率がほぼ同じ比率となるように行います。

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。

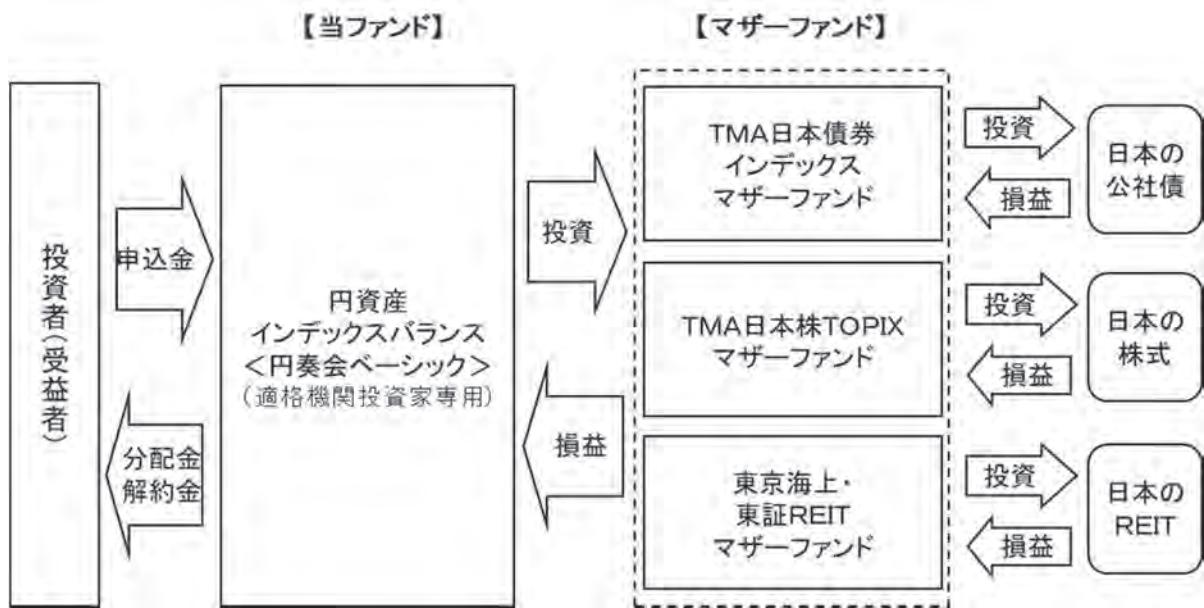
※上図は、実際のファンドの運用を示すものではありません。

※上図の変動リスクの数値はファンドのリスク水準の目標値であり、目標が達成されることを約束・保証するものではありません。また、ファンドのリターンの目標を意味するものではありません。基準価額の変動リスクを目標通りに抑えることができたかどうかにかかわらず、運用成績はマイナスとなることがあります。将来的に市場環境が大きく変動した場合等には、事前にお知らせすることなく、目標リスクの水準（年率3%程度）を見直すことがあります。

価格変動リスクとは

価格が下落した場合だけでなく、上昇した場合も含めた「値動きの振れ幅の程度」をいいます。
リスクの大小を数値で表す場合、一般的には「標準偏差」を用います。標準偏差とは、価格の変化率（リターン）のばらつき度合いを示す指標です。
標準偏差が小さいほど値動きが緩やかでリスクは小さく、標準偏差が大きいほど値動きは荒くリスクが大きいことを示します。

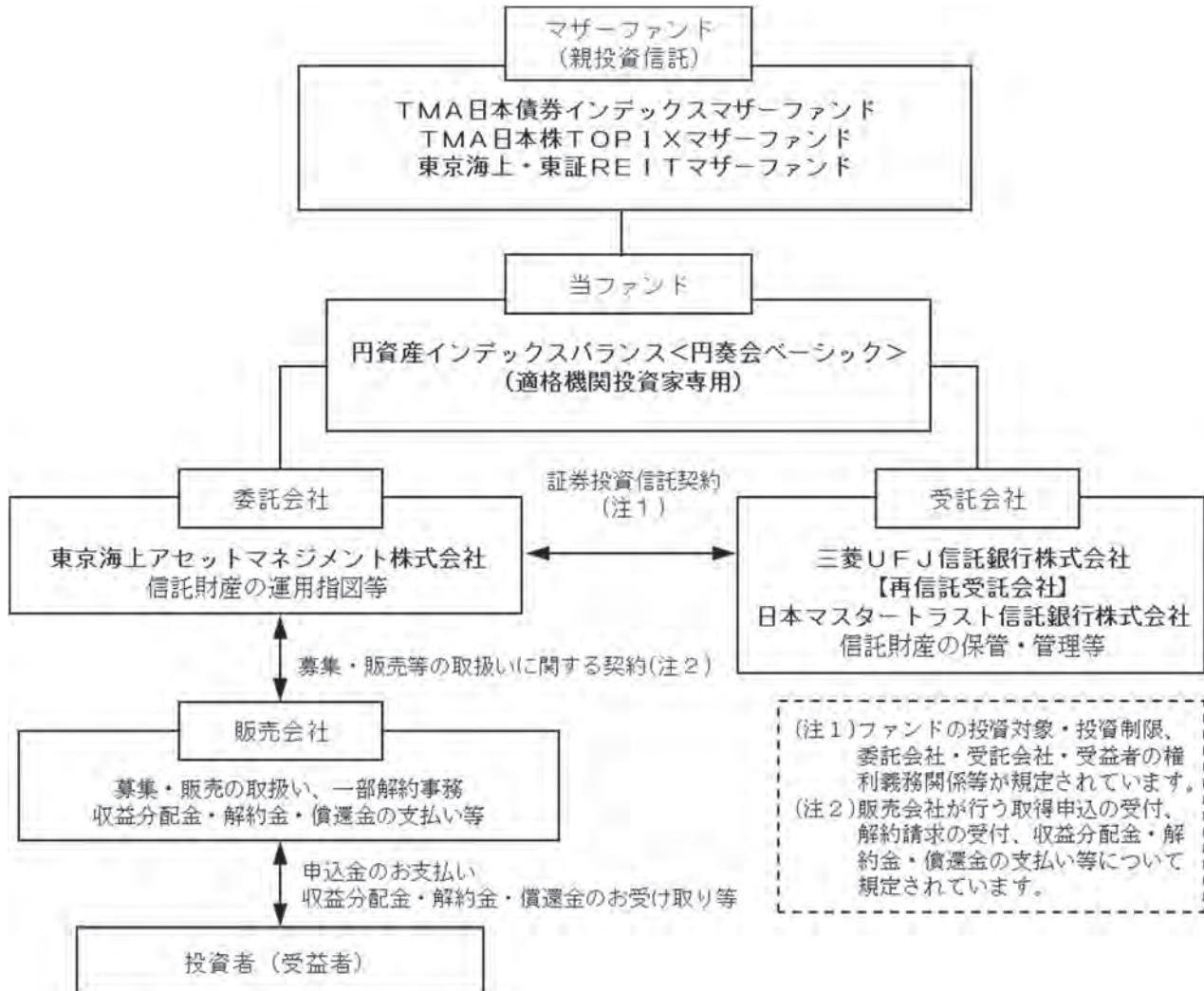
当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。なお、有価証券等の資産に直接投資することができます。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することができます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

●投資方針

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

●投資対象

主として以下の親投資信託（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券および短期金融資産に投資します。なお、有価証券等の資産に直接投資することができます。

TMA日本債券インデックスマザーファンド受益証券

TMA日本株TOPIXマザーファンド受益証券

東京海上・東証REITマザーファンド受益証券

①マザーファンド受益証券を通じて、国内の債券や株式、不動産投資信託（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「REIT」といいます。）に分散投資します。

②各指数に連動する投資成果をめざして運用を行う各マザーファンドに投資し、その投資比率は以下の資産配分比率を基本とします。

資産	マザーファンド	指標	基本 資産配分
債券	TMA日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA-BPI (総合)	70%
株式	TMA日本株TOPIXマザーファンド	TOPIX（東証株価指数） (配当込み)	15%
REIT	東京海上・東証REITマザーファンド	東証REIT指数 (配当込み)	15%

③上記の資産配分比率を基本としますが、当ファンドの基準価額の変動リスクを一定の水準に抑制することを目標として、株式とREITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、短期金融資産を組入れます。（株式とREITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。）

④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

TMA日本債券インデックスマザーファンド

<投資方針>

NOMURA-BPI（総合）に連動する投資成果の達成を目指します。

<投資対象>

わが国の公社債を主要投資対象とします。

①主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI（総合）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。

②信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を利用することができます。このため、公社債の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

TMA日本株TOPIXマザーファンド

<投資方針>

TOPIXに連動する投資成果の達成を目指します。

<投資対象>

TOPIXに採用されている銘柄を主要投資対象とします。

①TOPIXに採用されている銘柄を中心に、TOPIXとの連動性を考慮し組入を行います。

②流動性、機動性、コスト等の観点から、株価指数先物取引を行なうことがあります。

③基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組入比率の調整を機動的に行ないます。

④有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引、有価

証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことがあります。

東京海上・東証REITマザーファンド

<投資方針>

東証REIT指数（配当込み）に連動する投資成果の達成を目標とします。

<投資対象>

主として東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「REIT」といいます。）に投資します。

- ①東証REIT指数（配当込み）に採用されているREITを主要投資対象とし、当該指数に連動する投資成果の達成を目標とします。
- ②流動性、機動性、コスト等の観点から、東証REIT指数先物取引等を行うことがあります。
- ③原則として、REITへの組入比率を高位に維持します。

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

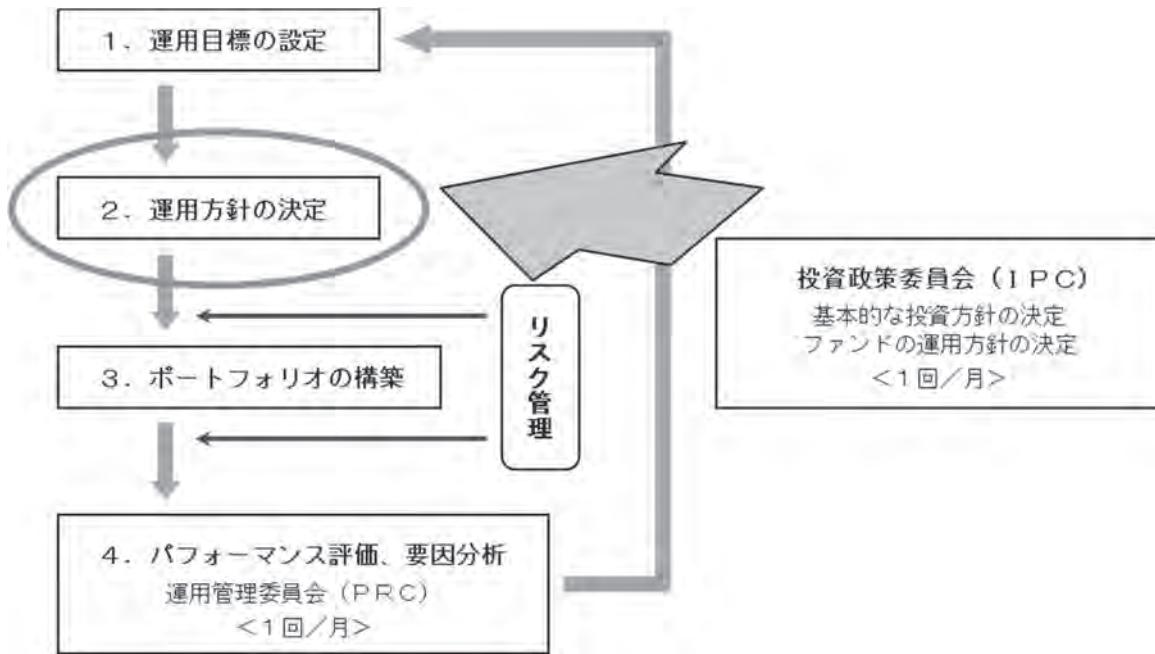
※「TMA日本債券インデックススマザーファンド」の運用にあたっては、層化抽出法を用いてNOMURA-BP I（総合）に連動するよう、残存期間別、種別毎の時価ウェイトとデュレーションを勘案しポートフォリオを構築します。

※「TMA日本株TOPIXマザーファンド」の運用にあたっては、TOPIX（東証株価指数）採用銘柄から時価総額・業種別構成比率等を勘案し、層化抽出法を用いてTOPIXに連動するようポートフォリオを構築します。

※「東京海上・東証REITマザーファンド」の運用にあたっては、完全法を用いて東証REIT指数（配当込み）に連動するようポートフォリオを構築します。

2 運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（5～10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画等ファンド運用に關係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「4 投資リスクについて」をご参照ください。）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2021年11月末日現在）

3 主な投資制限

- (1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※投資制限の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

TMA日本債券インデックスマザーファンド

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換、新株引受権の行使、及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (8) 約款第18条（先物取引等の運用指図）、約款第19条（スワップ取引の運用指図）および約款第20条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）の運用指図に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

TMA日本株TOPIXマザーファンド

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 約款第16条（先物取引等の運用指図）、第17条（スワップ取引の運用指図）および第18条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、

原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

東京海上・東証REITマザーファンド

- (1) 株式への直接投資は行いません。
- (2) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (4) 同一発行体の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の35%以下とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が35%を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- (5) 約款第14条の2（先物取引等の運用指図）に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

1. 投資リスク

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。 REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。 REITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借入れを行っているREITの場合、その返済負担が大きくなり、REITの価格下落や分配金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。 発行企業・REITの信用状況（経営や財務状況等）が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
法制度等の変更リスク	REITおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）が変更となった場合、REITの価格下落や分配金の減少につながる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。

2. その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3. リスクの管理体制

- ・委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。
法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ①有価証券
 - ②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「2. 投資制限」の「4. 先物取引等」、「5. スワップ取引」および「6. 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）
 - ③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA日本債券インデックスマザーファンド」、「TMA日本株TOPIXマザーファンド」、「東京海上・東証REITマザーファンド」（以下それぞれを総称し、「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (1)株券または新株引受権証書
 - (2)国債証券
 - (3)地方債証券
 - (4)特別の法律により法人の発行する債券
 - (5)社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6)特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9)特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10)コマーシャル・ペーパー
 - (11)新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引

2 投資制限

1. 運用の基本方針に基づく制限
 - (1)委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (2)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (3)委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純

- 法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (16)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - (17)預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19)指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - (20)抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22)受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、(1)から(21)に該当するものを除きます。）
 - (23)外国の者に対する権利で上記(21)および(22)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (1)預金
 - (2)指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3)コール・ローン
 - (4)手形割引市場において売買される手形
 - (5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6)外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの
 4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- (4)委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (5)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総

- 額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (6) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (7) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (8) 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

2. 投資する株式等の範囲

- (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

3. 信用取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 先物取引等

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をする

ことができます。

- (3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

5. スワップ取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なる通貨、異なる受け取金利または異なる受け取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

7. 有価証券の貸付

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ① 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ② 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

8. 有価証券の空売

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「9. 有価証券の借入」の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

9. 有価証券の借入

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができる

- きるものとします。
- (3)信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4)上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
10. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
11. 外国為替予約取引
- (1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2)上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (3)信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなつた場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
12. 資金の借入
- (1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4)借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

1. 投資状況（2021年11月30日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	413,596,580	94.80
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		22,683,114	5.19
合計（純資産総額）		436,279,694	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

TMA日本株TOP10マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	37,813,192,770	91.90
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		3,332,607,700	8.09
合計（純資産総額）		41,145,800,470	100.00

他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	3,393,840,000	8.24

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	18,818,739,350	87.68
地方債証券	日本	1,151,921,900	5.36
特殊債券	日本	303,091,000	1.41
社債券	日本	1,201,940,537	5.60
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△14,203,411	△0.06
合計（純資産総額）		21,461,489,376	100.00

東京海上・東証REITマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	11,590,142,250	97.24
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		328,848,572	2.75
合計（純資産総額）		11,918,990,822	100.00

他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	296,370,000	2.48

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

2. 投資資産（2021年11月30日現在）

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA日本債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	237,922,101	1.2975	308,717,971	1.2978	308,775,302	70.77
2	TMA日本株TOPIXマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	31,357,914	1.7666	55,398,289	1.6738	52,486,876	12.03
3	東京海上・東証REITマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	36,421,743	1.5034	54,758,963	1.4369	52,334,402	11.99

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	94.80
合計	94.80

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

TMA日本株TOPIXマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	株式	723,500	1,676.59	1,213,015,920	2,001.00	1,447,723,500	3.51
2	ソニーグループ	日本	電気機器	株式	89,600	11,452.17	1,026,115,128	13,825.00	1,238,720,000	3.01
3	キーエンス	日本	電気機器	株式	13,000	50,280.40	653,645,200	70,330.00	914,290,000	2.22
4	リクルートホールディングス	日本	サービス業	株式	105,600	5,306.00	560,314,235	6,901.00	728,745,600	1.77
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	株式	902,100	649.66	586,058,286	601.40	542,522,940	1.31
6	東京エレクトロン	日本	電気機器	株式	9,000	42,816.59	385,349,399	59,840.00	538,560,000	1.30
7	日本電信電話	日本	情報・通信業	株式	163,900	2,942.64	482,299,912	3,125.00	512,187,500	1.24
8	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	株式	84,200	9,816.62	826,559,404	6,030.00	507,726,000	1.23
9	H O Y A	日本	精密機器	株式	28,100	12,835.48	360,677,166	18,020.00	506,362,000	1.23
10	日本電産	日本	電気機器	株式	37,100	13,216.72	490,340,539	13,000.00	482,300,000	1.17
11	日立製作所	日本	電気機器	株式	68,900	5,391.27	371,459,090	6,688.00	460,803,200	1.11
12	信越化学工業	日本	化学	株式	24,100	18,325.03	441,633,223	19,000.00	457,900,000	1.11
13	ダイキン工業	日本	機械	株式	18,200	22,154.96	403,220,356	23,150.00	421,330,000	1.02
14	任天堂	日本	その他製品	株式	8,200	63,129.49	517,661,852	50,100.00	410,820,000	0.99
15	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	97,700	4,269.88	417,168,111	3,703.00	361,783,100	0.87
16	三菱商事	日本	卸売業	株式	105,700	3,312.92	350,175,691	3,391.00	358,428,700	0.87
17	村田製作所	日本	電気機器	株式	42,100	9,020.80	379,775,784	8,380.00	352,798,000	0.85
18	本田技研工業	日本	輸送用機器	株式	112,700	3,338.27	376,223,392	3,101.00	349,482,700	0.84
19	武田薬品工業	日本	医薬品	株式	112,800	4,261.48	480,694,944	3,031.00	341,896,800	0.83
20	KDDI	日本	情報・通信業	株式	102,600	3,497.32	358,825,032	3,300.00	338,580,000	0.82
21	ソフトバンク	日本	情報・通信業	株式	213,200	1,506.94	321,280,538	1,562.50	333,125,000	0.80
22	伊藤忠商事	日本	卸売業	株式	98,700	3,561.69	351,539,040	3,260.00	321,762,000	0.78
23	第一三共	日本	医薬品	株式	112,700	3,200.31	360,674,937	2,824.50	318,321,150	0.77
24	SMC	日本	機械	株式	4,100	63,113.18	258,764,052	72,650.00	297,865,000	0.72
25	三井物産	日本	卸売業	株式	113,800	2,383.29	271,218,900	2,557.00	290,986,600	0.70
26	オリエンタルランド	日本	サービス業	株式	16,100	16,994.85	273,617,157	17,840.00	287,224,000	0.69
27	ファナック	日本	電気機器	株式	12,500	25,901.21	323,765,154	22,245.00	278,062,500	0.67
28	東京海上ホールディングス	日本	保険業	株式	46,500	5,347.93	248,679,119	5,708.00	265,422,000	0.64
29	デンソー	日本	輸送用機器	株式	31,500	7,342.03	231,274,062	8,331.00	262,426,500	0.63
30	みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	180,100	1,693.78	305,049,778	1,402.00	252,500,200	0.61

TMA日本債券インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第359回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2030/06/20	294,000,000	101.03	297,039,960	101.11	297,275,160	1.38
2	第135回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.100	2023/03/20	280,000,000	100.29	280,812,000	100.29	280,817,600	1.30
3	第347回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2027/06/20	270,000,000	101.12	273,042,900	101.08	272,937,600	1.27
4	第348回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2027/09/20	260,000,000	101.17	263,062,800	101.13	262,956,200	1.22
5	第138回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.100	2023/12/20	258,000,000	100.46	259,197,120	100.47	259,220,340	1.20
6	第349回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2027/12/20	243,000,000	101.22	245,984,040	101.18	245,881,980	1.14
7	第353回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2028/12/20	242,000,000	101.32	245,199,240	101.31	245,175,040	1.14
8	第356回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2029/09/20	242,000,000	101.22	244,959,660	101.29	245,131,480	1.14
9	第354回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2029/03/20	240,000,000	101.29	243,103,200	101.32	243,170,400	1.13
10	第136回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.100	2023/06/20	240,000,000	100.34	240,828,000	100.35	240,856,800	1.12
11	第141回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.100	2024/09/20	235,000,000	100.63	236,480,500	100.63	236,485,200	1.10
12	第139回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.100	2024/03/20	232,000,000	100.51	233,204,080	100.53	233,229,600	1.08
13	第352回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2028/09/20	220,000,000	101.27	222,807,200	101.26	222,783,000	1.03
14	第342回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2026/03/20	220,000,000	100.89	221,971,200	100.90	221,995,400	1.03
15	第140回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.100	2024/06/20	220,000,000	100.56	221,234,200	100.57	221,265,000	1.03
16	第344回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2026/09/20	215,000,000	101.00	217,150,000	100.96	217,074,750	1.01
17	第148回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.005	2026/06/20	213,000,000	100.48	214,033,050	100.50	214,069,260	0.99
18	第143回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.100	2025/03/20	211,000,000	100.74	212,561,400	100.74	212,571,950	0.99
19	第142回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.100	2024/12/20	210,000,000	100.68	211,440,600	100.68	211,446,900	0.98
20	平成27年度第3回福岡県公募公債	日本	地方債証券	0.529	2025/08/25	200,000,000	101.98	203,972,000	101.97	203,950,000	0.95
21	第350回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2028/03/20	200,000,000	101.24	202,492,000	101.20	202,406,000	0.94
22	第360回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2030/09/20	195,000,000	100.93	196,813,500	101.01	196,975,350	0.91
23	第343回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2026/06/20	195,000,000	100.94	196,848,600	100.96	196,872,000	0.91
24	第149回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.005	2026/09/20	190,000,000	100.46	190,888,500	100.48	190,915,800	0.88
25	第147回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.005	2026/03/20	190,000,000	100.48	190,913,900	100.47	190,900,600	0.88
26	第355回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2029/06/20	188,000,000	101.26	190,370,680	101.32	190,496,640	0.88
27	第144回利付国債（5年）	日本	国債証券	0.100	2025/06/20	185,000,000	100.77	186,439,300	100.78	186,450,400	0.86
28	第339回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.400	2025/06/20	180,000,000	101.86	183,355,200	101.85	183,337,200	0.85
29	第335回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.500	2024/09/20	180,000,000	101.77	183,198,600	101.75	183,162,600	0.85
30	第363回利付国債（10年）	日本	国債証券	0.100	2031/06/20	182,000,000	100.57	183,044,680	100.57	183,037,400	0.85

東京海上・東証REITマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	日本ビルファンド投資法人	日本	投資証券	1,198	643,836.66	771,316,320	700,000.00	838,600,000	7.03
2	ジャパンリアルエスティート投資法人	日本	投資証券	1,057	637,048.08	673,359,827	655,000.00	692,335,000	5.80
3	日本プロロジスリート投資法人	日本	投資証券	1,674	344,930.52	577,413,697	369,500.00	618,543,000	5.18
4	G L P投資法人	日本	投資証券	3,422	176,557.30	604,179,108	180,300.00	616,986,600	5.17
5	野村不動産マスタートファンド投資法人	日本	投資証券	3,417	160,798.22	549,447,532	161,400.00	551,503,800	4.62
6	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	5,332	101,083.45	538,976,982	97,800.00	521,469,600	4.37
7	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	1,587	292,011.11	463,421,639	323,500.00	513,394,500	4.30
8	オリックス不動産投資法人	日本	投資証券	2,106	179,989.72	379,058,365	180,500.00	380,133,000	3.18
9	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	投資証券	1,057	328,066.13	346,765,904	348,500.00	368,364,500	3.09
10	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	2,379	142,451.29	338,891,624	144,600.00	344,003,400	2.88
11	産業ファンド投資法人	日本	投資証券	1,500	196,078.02	294,117,032	202,800.00	304,200,000	2.55
12	日本プライムリアルティ投資法人	日本	投資証券	694	384,311.26	266,712,017	404,500.00	280,723,000	2.35
13	積水ハウス・リート投資法人	日本	投資証券	3,208	81,546.23	261,600,316	82,500.00	264,660,000	2.22
14	アクティビア・プロパティーズ投資法人	日本	投資証券	563	443,506.70	249,694,274	432,000.00	243,216,000	2.04
15	ラサールロジポート投資法人	日本	投資証券	1,294	172,467.68	223,173,186	187,200.00	242,236,800	2.03
16	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	日本	投資証券	393	551,486.30	216,734,117	583,000.00	229,119,000	1.92
17	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	365	591,106.41	215,753,843	620,000.00	226,300,000	1.89
18	ケネディクス・オフィス投資法人	日本	投資証券	327	699,904.33	228,868,719	689,000.00	225,303,000	1.89
19	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	690	317,709.12	219,219,298	314,000.00	216,660,000	1.81
20	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	3,237	58,331.52	188,819,152	58,600.00	189,688,200	1.59
21	イオンリート投資法人	日本	投資証券	1,243	145,064.26	180,314,881	152,000.00	188,936,000	1.58
22	森ヒルズリート投資法人	日本	投資証券	1,243	149,716.43	186,097,528	150,400.00	186,947,200	1.56
23	フロンティア不動産投資法人	日本	投資証券	370	452,404.87	167,389,802	497,000.00	183,890,000	1.54
24	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	4,651	38,539.46	179,247,062	38,050.00	176,970,550	1.48
25	ヒューリックリート投資法人	日本	投資証券	986	166,381.55	164,052,209	166,700.00	164,366,200	1.37
26	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	223	693,991.73	154,760,157	714,000.00	159,222,000	1.33
27	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	1,428	103,995.61	148,505,737	109,400.00	156,223,200	1.31
28	NTT都市開発リート投資法人	日本	投資証券	1,013	139,837.92	141,655,821	150,200.00	152,152,600	1.27
29	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	476	313,175.47	149,071,526	319,000.00	151,844,000	1.27
30	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	日本	投資証券	722	197,218.03	142,391,418	206,100.00	148,804,200	1.24

b. 投資有価証券の種類

TMA日本株TOP10マザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.19
		建設業	1.97
		食料品	3.01
		織維製品	0.46
		パルプ・紙	0.21
		化学	6.25
		医薬品	4.46
		石油・石炭製品	0.36
		ゴム製品	0.62
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.71
		非鉄金属	0.61
		金属製品	0.59
		機械	4.87
		電気機器	18.11
		輸送用機器	7.51
		精密機器	2.78
		その他製品	2.01
		電気・ガス業	1.00
		陸運業	2.69
		海運業	0.40
		空運業	0.36
		倉庫・運輸関連業	0.17
		情報・通信業	7.67
		卸売業	4.74
		小売業	3.87
		銀行業	4.51
		証券、商品先物取引業	0.71
		保険業	1.79
その他金融業	1.05		
不動産業	1.63		
サービス業	5.70		
合 計			91.90

TMA日本債券インデックスマザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	87.68
地方債証券	5.36
特殊債券	1.41
社債券	5.60
合 計	100.06

東京海上・東証REITマザーファンド

種類	投資比率(%)
投資証券	97.24
合 計	97.24

②投資不動産物件**TMA日本株TOPIXマザーファンド**

該当事項はありません。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・東証REITマザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの**TMA日本株TOPIXマザーファンド**

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	179	3,624,800,300.00	3,393,840,000	8.24

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・東証REITマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	東証REIT指数先物	買建	148	316,971,600.00	296,370,000	2.48

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

3. 運用実績（2021年11月30日現在）

①純資産の推移

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2021年 9月 7日)	193	193	1.0248	1.0248
2021年 5月末日		4	—	1.0085	—
6月末日		24	—	1.0147	—
7月末日		77	—	1.0162	—
8月末日		181	—	1.0189	—
9月末日		232	—	1.0176	—
10月末日		282	—	1.0162	—
11月末日		436	—	1.0076	—

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%) (分配付)
第1計算期間	2021年 5月13日～2021年 9月 7日	2.5

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1. 貢献額表」に記載された情報を抜粋したものです。

財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付しております。

円資産インデックスバランス<円奏会ベーシック>（適格機関投資家専用）

(1)貸借対照表

		第1期 [2021年 9月 7日現在]
区分		金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		10,337,610
親投資信託受益証券		182,664,430
未収入金		83,453
流動資産合計		193,085,493
資産合計		193,085,493
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		5,002
未払委託者報酬		75,052
未払利息		6
その他未払費用		2,459
流動負債合計		82,519
負債合計		82,519
純資産の部		
元本等		
元本		188,336,703
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）		4,666,271
（分配準備積立金）		1,482,398
元本等合計		193,002,974
純資産合計		193,002,974
負債純資産合計		193,085,493

(2) 損益及び剩余金計算書

第1期
自 2021年 5月13日
至 2021年 9月 7日

区分	金額（円）
営業収益	
受取利息	1
有価証券売買等損益	1,566,224
営業収益合計	1,566,225
営業費用	
支払利息	483
受託者報酬	5,002
委託者報酬	75,052
その他費用	2,459
営業費用合計	82,996
営業利益又は営業損失（△）	1,483,229
経常利益又は経常損失（△）	1,483,229
当期純利益又は当期純損失（△）	1,483,229
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	831
期首剩余金又は期首次損金（△）	—
剩余金増加額又は欠損金減少額	3,190,466
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	3,190,466
剩余金減少額又は欠損金増加額	6,593
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	6,593
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—
分配金	—
期末剩余金又は期末欠損金（△）	4,666,271

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

財産3分法(適格機関投資家専用)

(以下「ファンド」という場合があります。)

2 目的および基本的性格

主として、不動産、債券、株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

商品分類		
単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信
追加型投信	内 外	その他の資産 ()
		資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券、不動産投信)))	()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券、不動産投信)))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、債券および不動産投信に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル(含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジあり(部分ヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ
[\(https://www.toushin.or.jp/\)](https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

3 特 色

● ● ● ファンドの特色 ● ● ●

1 投資信託証券への投資を通じて、 3つの異なる資産（不動産、債券および株式）に分散投資します。

- 「不動産」、「債券」および「株式」の3つの異なる資産に分散投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- 当ファンドは、各資産を主要投資対象とする投資信託証券を通じて投資を行なうファンドです。

2 原則として、各資産の基本組入比率は 不動産等25%、債券50%、株式25%とします。

- 各資産の組入比率の合計は、原則高位を維持します。

※各資産への投資比率については、基本組入比率をベースに各資産の利回り、収益性、流動性および設定・解約状況などを勘案して「不動産等25%±20%、債券50%±40%、株式25%±20%」の範囲で決定します。

「財産3分法」とは？

財産を「不動産・現金（預金）・株式」の3つの資産に分けて保管・運用することを「財産3分法」といいます。先達の知恵として、財産を3つの資産に分散することで、**安定性・流動性・収益性**を保ちながら資産形成が行なわれてきました。

流動性+収益性

相対的に金利が高く、
安定的な利子収入が期待できる「海外債券」



債券

安定性

不動産

値上がり益に加えて相対的に高い
分配収入も期待できる
「J-REIT」



株式

収益性

わが国の成長に期待しながら、
配当収入も期待できる
「日本株式」



資産分散により、**安定した資産の成長**をめざします。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

基本組入比率

先進国海外債券

先進国海外債券への投資にあたっては、原則として、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。



50% 増減予想

財産3分法
(適格機関
投資家専用)

高利回りソブリン債券
インデックスファンド海外債券
インデックス
(ヘッジなし)
マザーファンド

15%

日本リート
インデックスJ-REIT
マザーファンド

25%

日本株式
インデックス225
マザーファンド

25%

J-REIT(国内不動産投信)

わが国の不動産投信への投資にあたっては、原則として、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざします。



50% 増減予想

高金利海外債券

高金利海外債券への投資にあたっては、原則として、ブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス（ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざします。

- 上記は、2021年7月末現在の基本組入比率であり、将来変更となる場合があります。
- 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

先進国海外債券

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国债の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権などの知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

高金利海外債券

ブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス
(ヘッジなし・円ベース)

「Bloomberg®」および「ブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス（ヘッジなし・円ベース）」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エルビーおよび同インデックスの管理者であるブルームバーグ・インデックス・サービス・リミテッドをはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、高利回りソブリン債券インデックスファンドの管理会社（日興AM/ルクセンブルグ・エヌ・エー）による目的のための使用許諾されています。ブルームバーグは当該ファンドの管理会社とは提携しておりません、また、当該ファンドを承認、支持、レビュー、推薦するものではありません。ブルームバーグは、当該ファンドに関するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

J-REIT(国内不動産投信)

東証REIT指数（配当込み）

東証REIT指数（配当込み）は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄に投資した場合の投資成績（市場における価格の変動と分配金の受け取りを合わせた投資成績）を表す指標です。東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄の時価総額加重平均を2003年3月31日を1,000として指数化したもので、同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。また、株式会社東京証券取引所は同指標の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

日本株式

日経平均株価（225種・東証）

日経平均株価（225種・東証）は、株式会社日本経済新聞社が発表している株価指数で、東京証券取引所第一部上場銘柄*のうち、株式市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。同株価指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社日本経済新聞社に帰属します。また、株式会社日本経済新聞社は同株価指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

*市場区分に見直しを受けて、2022年4月4日以降は、東京証券取引所のプライム市場上場銘柄が対象となります。

不動産投信（J-REIT）とは…



不動産投信とは、投資家などから集めた資金で不動産などを保有し、そこから生じる賃料収入や売却益などを投資家に分配する商品です。安定した利回りや、相対的に高い分配収入が期待できるとされています。通常、金融商品取引所で株式と同様に売買されます。



資産分散投資で安定的な値動きをめざします。

- それぞれの資産は、異なる値動きをする傾向があります。

＜各資産の値動きの特徴＞



※価格変動などに関する説明は一般論であり、実際はこれと異なる動きをする場合があります。

●●● 分配金について

J-REITや海外債券、日本株式から得られるインカム収益（分配金、利子、配当金）を中心に、キャピタル収益（資産の成長分、為替差益）なども考慮して、分配する方針です。



●分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

（ご参考）それぞれの資産から、インカム収益*が期待されます。

*J-REITや債券、株式の分配金や利子、配当など



J-REIT:東証REIT指数(実績分配金利回り)

高金利海外債券:ブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)(最終利回り)

先進国海外債券:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)(最終利回り)

日本株式:日経平均株価(実績配当利回り)

*各資産のリスク特性はそれぞれ異なるため、利回りだけで比較できるものではありません。

上記グラフの参考利回りは、2021年7月末現在の各資産の利回りなどであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



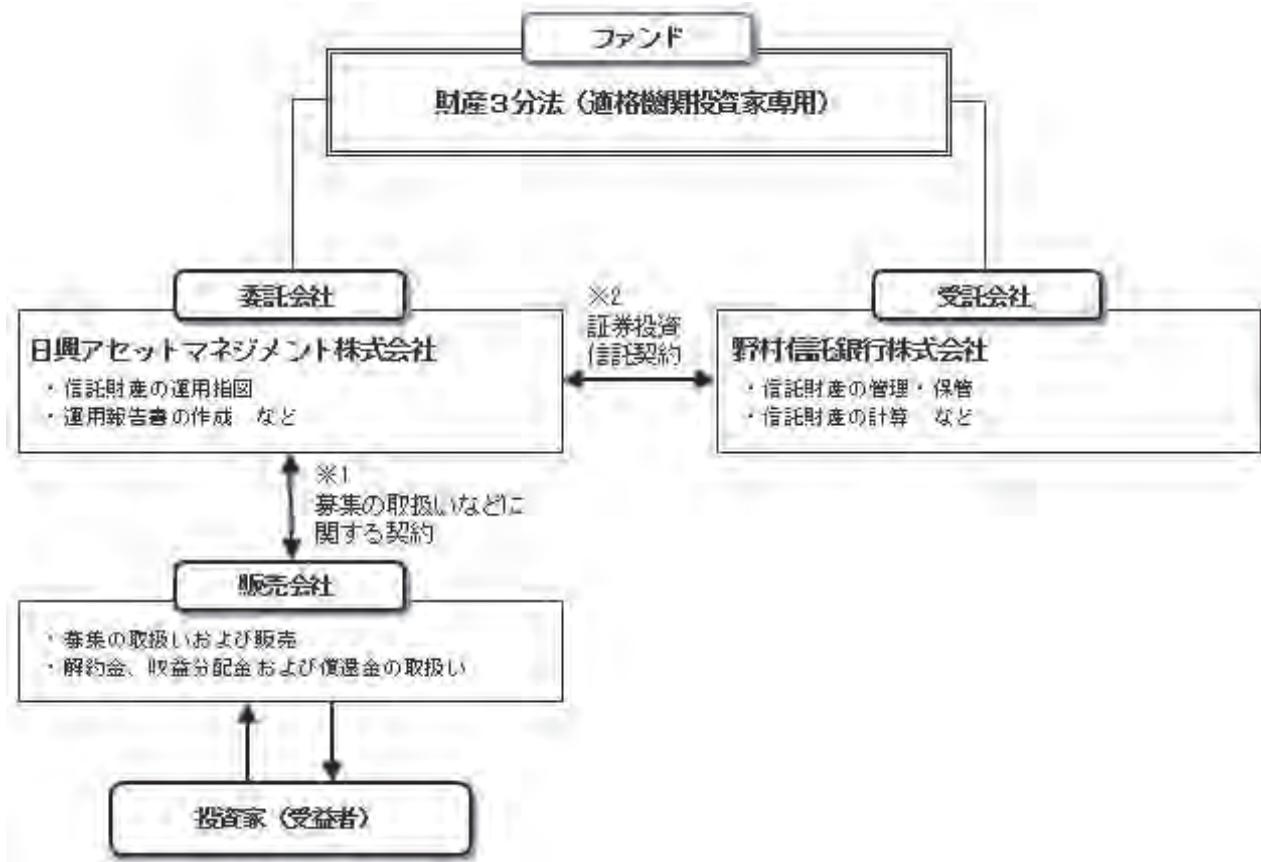
(主な投資制限)

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(分配方針)

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわない場合があります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

4 仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。

- ・原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう投資を行ないます。

「不動産等(不動産、不動産の賃借権、地上権およびこれらのものを信託する 信託の受益権または匿名組合出資持分をいいます。)」	…… 25%±20%
「債券」	…… 50%±40%
「株式」	…… 25%±20%
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、各資産毎の利回り水準や市況動向、資金動向などを勘案して決定します。
- ・なお、別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・また、外貨建ての投資信託証券に投資することができます。
- ・ファンドが実質的に保有する外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なう場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の投資方針と主な投資対象

日本リートインデックスJ-REITマザーファンド

- ・主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指数(配当込み)*の動きに連動した投資成果をめざします。
- ・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- * 東証REIT指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と分配金の受取りを合わせた投資成果)を表す指標です。東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄の時価総額加重平均を2003年3月31日を1,000として指数化したものです。

同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。また、株式会社東京証券取引所は同指標の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド

- ・主として世界各国の債券に投資し、FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)*の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
- ・運用の効率化をはかるため、債券先物取引や外国為替予約取引などを活用することができます。このため、債券の組入総額と債券先物取引などの買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- * FTSE 世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権などの知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

高利回りソブリン債券インデックスファンド(ルクセンブルグ籍円建外国投資信託)

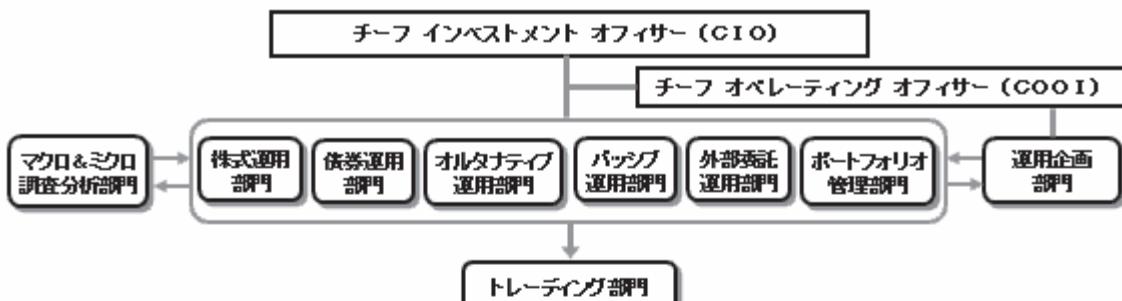
- ・主として、ブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)*の構成国のソブリン債券に投資を行ない、当該指標に連動する投資成果をめざします。
- ・原則として、高利回りの7カ国(少なくとも2カ国は先進国)のソブリン債券へ投資します。
- * 「Bloomberg」およびブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよび同インデックスの管理者であるブルームバーグ・インデックス・サービス・リミテッドをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、高利回りソブリン債券インデックスファンドの管理会社(日興 AM ルクセンブルグ・エス・エイ)による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは当該ファンドの管理会社とは提携しておらず、また、当該ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当該ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

日本株式インデックス225マザーファンド

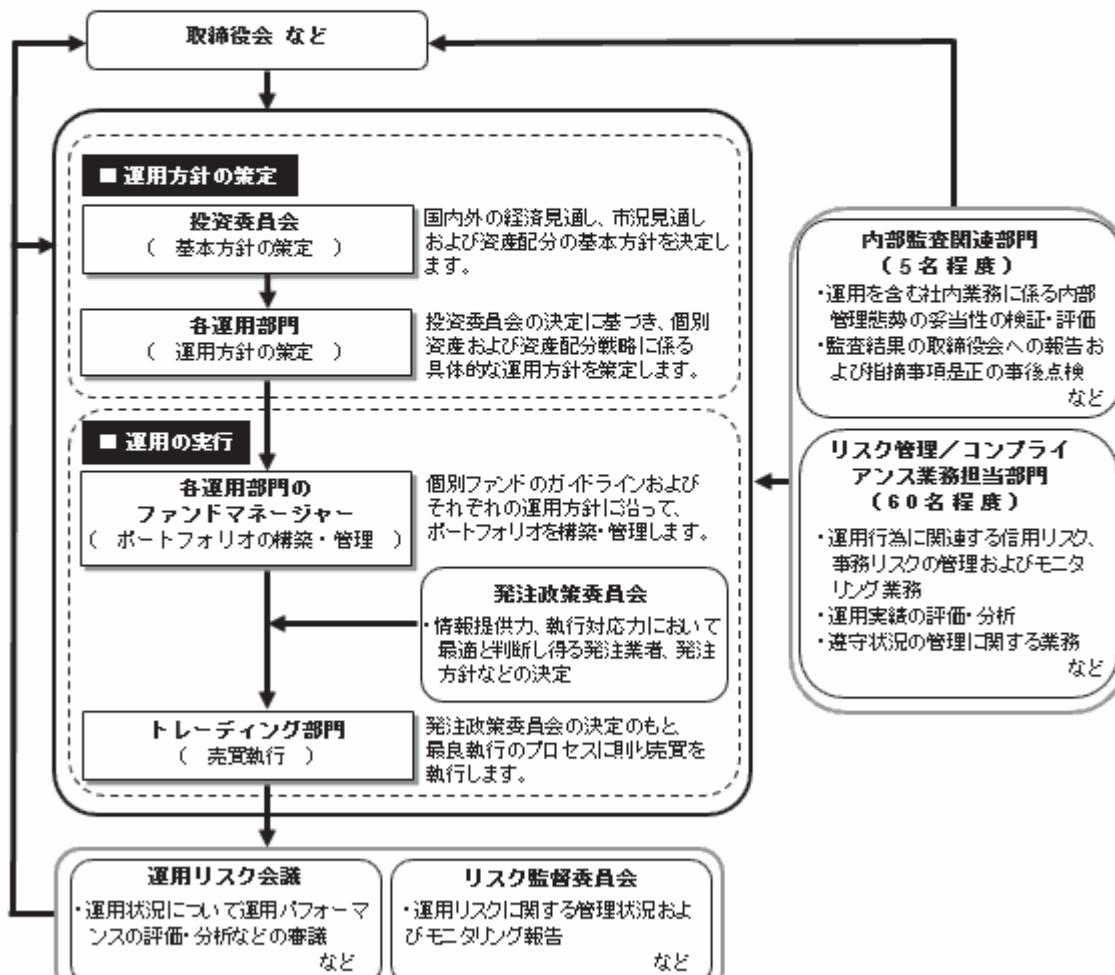
- ・主としてわが国の株式に投資し、日経平均株価(225種・東証)*の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
 - ・運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引などを活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
 - ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
 - ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
 - * 日経平均株価(225種・東証)は、株式会社日本経済新聞社が発表している株価指数で、東京証券取引所第一部上場銘柄※のうち、株式市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。
- 同株価指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属します。また、株式会社日本経済新聞社は同株価指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ※市場区分の見直しを受けて、2022年4月4日以降は、東京証券取引所のプライム市場上場銘柄が対象となります。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



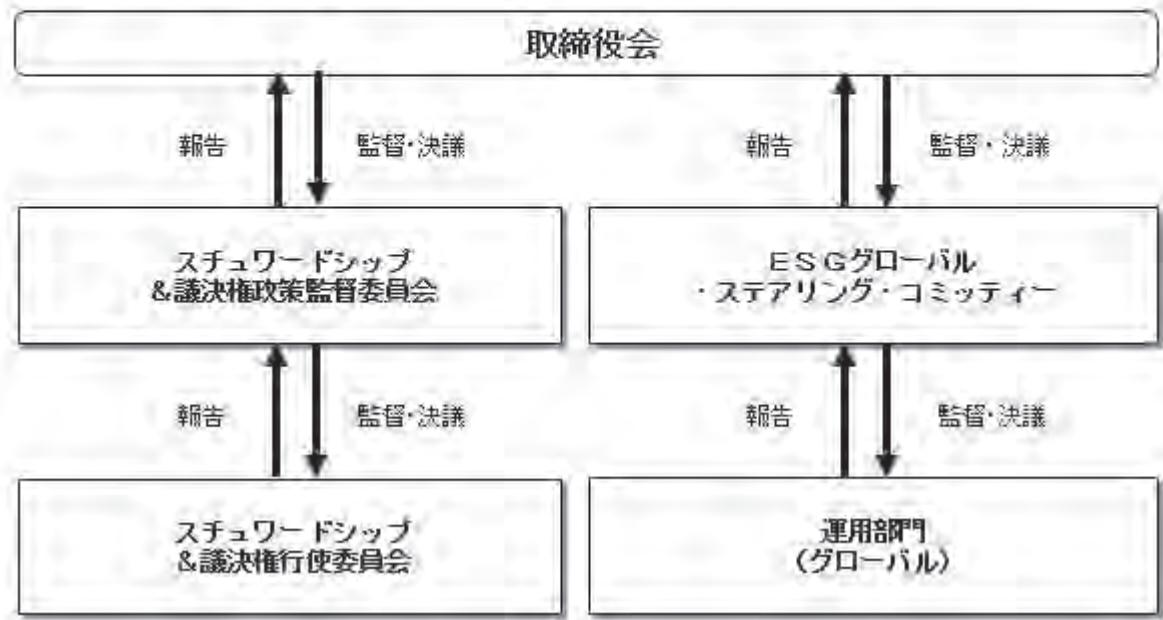
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

●投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ＆議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記の体制等は2021年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・投資信託証券、短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の主な投資制限

日本リートインデックスJ-REITマザーファンド

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド

- ・株式への投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

高利回りソブリン債券インデックスファンド(ルクセンブルグ籍円建外国投資信託)

- ・株式への投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

日本株式インデックス225マザーファンド

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4 投資リスクについて

- ・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴なう不動産の減失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないとため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそういうことが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することができますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・一部の資産を除き、原則として、為替ヘッジを行なわないため、外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

- ・一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデーターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合には、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券（マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。）にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流入出などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

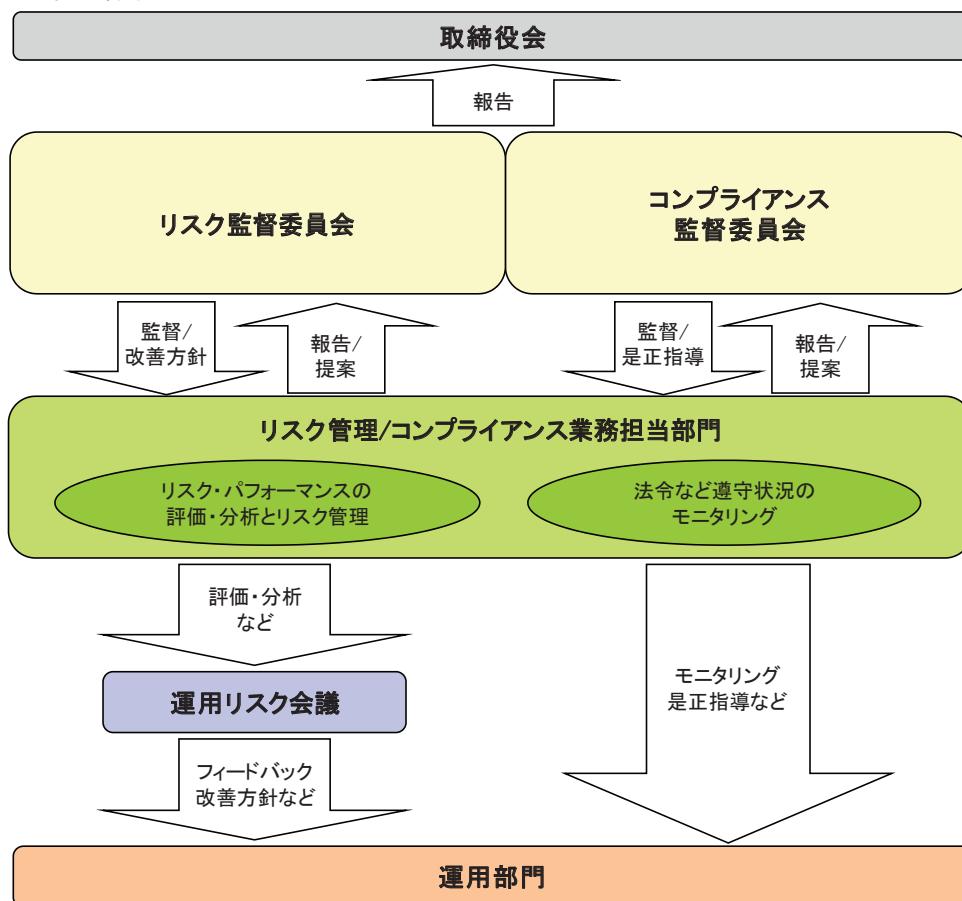
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることがあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

委託会社における投資リスクの管理体制は以下の通りです。

《リスク管理体制》



■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めています。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記の体制等は 2021 年 8 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 財産3分法（適格機関投資家専用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) 金銭債権
 - 3) 約束手形
 - 4) 為替手形
- ② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 外国為替予約取引
 - 2) 資金の借入

2 財産3分法（適格機関投資家専用）の投資制限

＜約款に定める投資制限＞

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもつて有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額お

- 1) の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 外国為替予約取引
 - 2) 資金の借入

より借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ) 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- 六) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

4. 運用状況

以下の運用状況は2021年8月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルク	82,902,170	33.35
親投資信託受益証券	日本	159,564,952	64.19
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	6,133,505	2.47
合計(純資産総額)		248,600,627	100.00

2 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ルクセンブルク	投資信託受益証券	高利回リソブリン債券インデックスファンド	74,693,369	1.18	88,258,589	1.1	82,902,170	33.35
日本	親投資信託受益証券	日本株式インデックス225マザーファンド	21,425,936	2.8843	61,799,502	2.8862	61,839,536	24.88
日本	親投資信託受益証券	日本リートインデックスJ-REITマザーファンド	22,551,154	2.7046	60,992,706	2.7068	61,041,463	24.55
日本	親投資信託受益証券	海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド	14,324,074	2.5573	36,631,552	2.5610	36,683,953	14.76

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	33.35
親投資信託受益証券	64.19
合 計	97.53

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

3 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2021年5月末日	13	—	1.0050	—
6月末日	25	—	1.0141	—
7月末日	188	—	1.0031	—
8月末日	248	—	1.0076	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

II 財務ハイライト情報

当ファンドの第1期計算期間に関する財務諸表は、2022年7月11日の第1期計算期間終了後、3ヵ月以内に作成される予定です。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定および解約の実績

MEMO

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

グローバル3倍3分法(適格機関投資家専用)

(以下「ファンド」という場合があります。)

2 目的および基本的性格

主として、日本を含む世界各国の株式、不動産投信(REIT)および債券などを実質的な投資対象とする
投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

商品分類		
単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信
追加型投信	内 外	その他の資産 ()
		資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれて從来の信託財産とともに運用されるファンドをい
います。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記
載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるも
のをいいます。

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米 欧州		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	年12回 (毎月)	オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他	アフリカ		
	()	中近東 (中東)		
その他資産 ()		エマージング		
資産複合 (その他資産(投資信託証券(株式、不動産投信、その他資産(株価指数先物取引、国債先物取引)))) 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇資産複合 資産配分固定型(その他資産(投資信託証券(株式、不動産投信、その他資産(株価指数先物取引、国債先物取引))))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、不動産投信およびその他資産(株価指数先物取引、国債先物取引)に投資を行ないます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル(含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

3 特 色



実質的に、世界の株式、REITおよび債券などに分散投資を行ない、
収益の獲得をめざします。

- 主要投資信託証券（グローバル3倍3分法ファンド（適格機関投資家向け））を通じて、主として、世界（日本を含む）の資産（株式、REIT、債券）に投資を行ないます。



世界の株式やREITに加えて、株価指数先物取引や国債先物取引などを活用することで、信託財産の純資産総額の3倍相当額の投資を行ないます。

- 主要投資信託証券は、各資産に投資を行なうマザーファンドの受益証券のほか、株価指数先物および国債先物の取引に係る権利などに投資を行ないます。
- 世界の株式やREITなどの現物の組入総額と株価指数先物取引や国債先物取引の買建総額の組入合計額が、信託財産の純資産総額の3倍相当額となるように投資を行ないます。

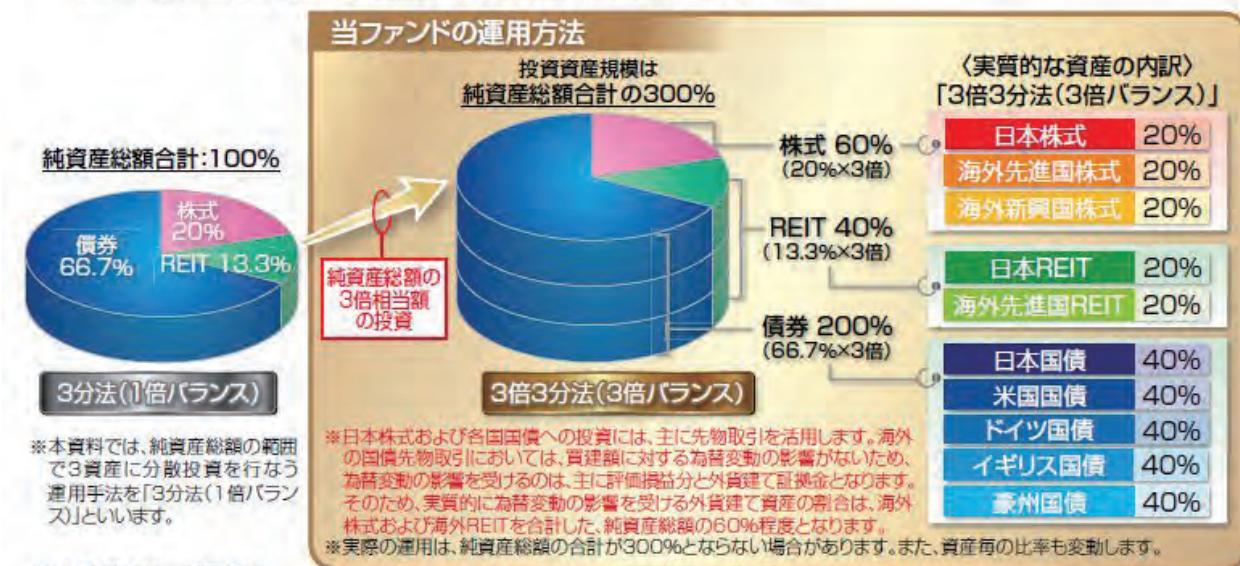
世界の株式、REIT、債券の3つの資産に対し、純資産総額の3倍相当額の投資を行なう運用手法を「3倍3分法」としています。

基準価額変動リスクの大きいファンドですので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

投資対象資産と実質的な資産の内訳について

■当ファンドは、世界の株式やREITに加えて、日本株式および各國国債への投資には先物取引などを活用することで、純資産総額の3倍相当額の投資を行ないます。投資対象資産は世界の株式、REIT、債券の3資産とし、幅広く分散投資を行ないます。



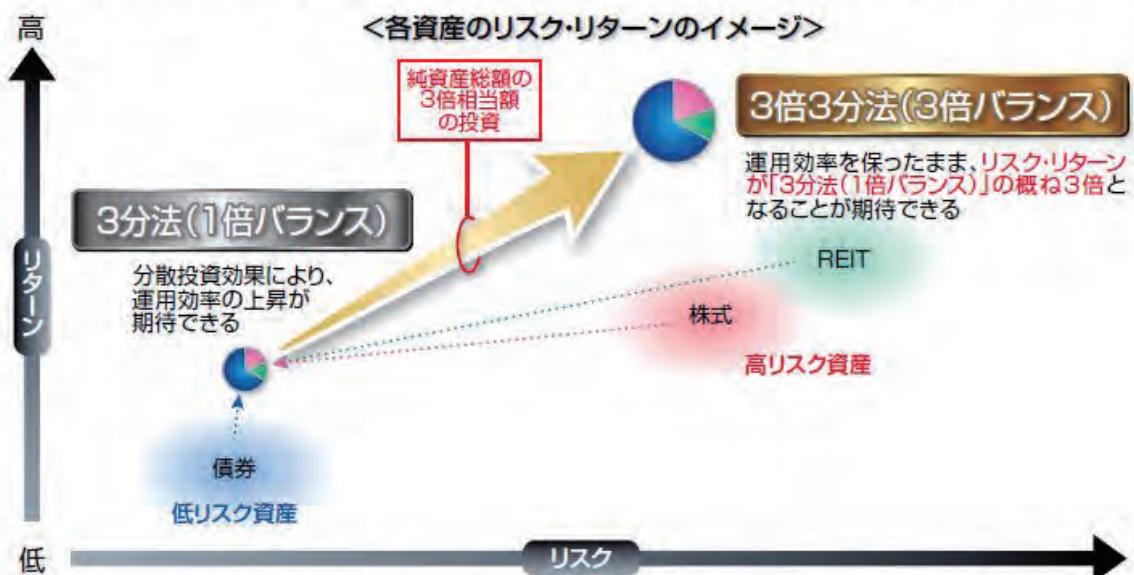
※上記はイメージ図です。

※上記の「3分法(1倍バランス)」の資産配分比率は、「3倍3分法(3倍バランス)」の実質的な資産配分比率の1/3(端数は四捨五入)として計算したものであり、実在するポートフォリオではありません。

※上記は資料作成時現在のものであり、投資対象資産および資産配分比率は、今後変更される可能性があります。

「3倍3分法(3倍バランス)」のリスク・リターンのイメージ

■一般に、値動きの異なる複数の資産に分散投資を行なうことで、運用効率(リスクあたりのリターン)が上昇し、価格変動リスクの低減とリターンの安定化が期待できます。さらに、当ファンドでは、実質的に先物取引などを活用して純資産総額の3倍相当額の投資を行なうことにより、運用効率を保ったまま、より高いリスク・リターンが期待できます。



※上記は「3倍3分法(3倍バランス)」についてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際のリスク・リターンなどの運用成果を保証するものではありません。

※実際の累積のパフォーマンスが3倍になる訳ではありません。

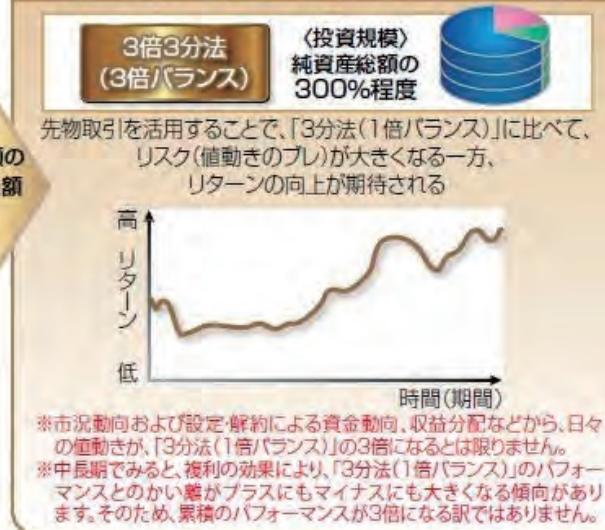
当ファンドの値動きのイメージ

■当ファンドは、世界の株式やREITに加えて、日本株式および各國国債への投資には先物取引などを活用することで、純資産総額の3倍相当額の投資を行ないます。そのため、「3分法(1倍バランス)」の運用手法に比べて、日々の基準価額の変動が大きくなります。

「3分法(1倍バランス)」の値動きのイメージ



「3倍3分法(3倍バランス)」に期待される運用成果

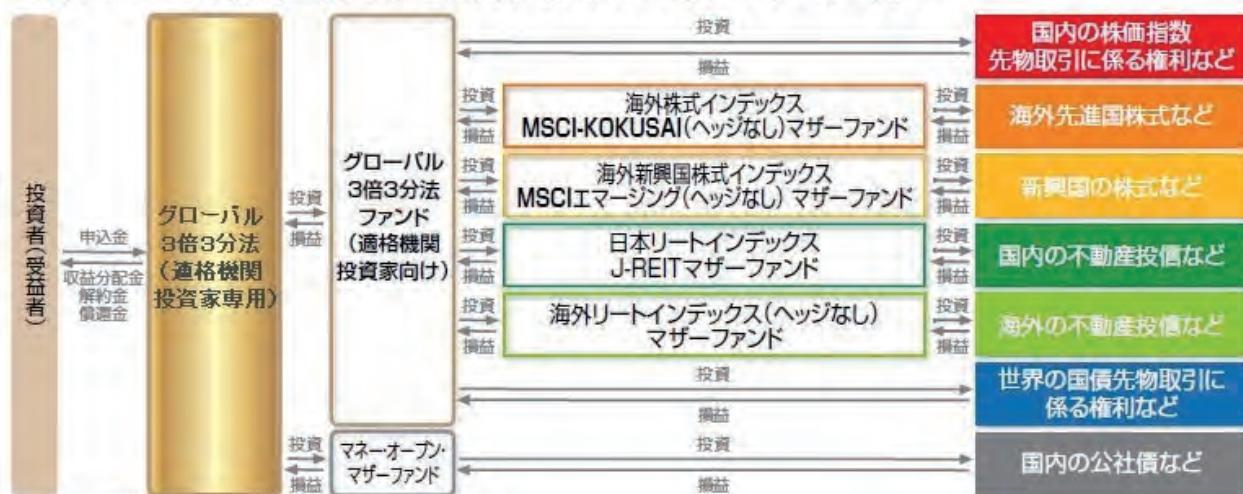


※当ファンドのリスクについては、後述の「投資リスク」をご覧ください。

※上記は当ファンドの値動きについてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際の運用成果などを保証するものではありません。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※投資先投資信託証券は適宜見直しを行ないます。

(主な投資制限)

- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(分配方針)

- 每決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

4 仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の決めの内容などが含まれています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、日本を含む世界各国の株式、不動産投信および債券等を実質的な投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

- ・投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の投資方針と主な投資対象

グローバル3倍3分法ファンド（適格機関投資家向け）

- ・主として、海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI(ヘッジなし)マザーファンド、海外新興国株式インデックス MSCI エマージング(ヘッジなし)マザーファンド、海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンドおよび日本リートインデックスJ-REITマザーファンドの受益証券に投資を行なうとともに、株価指数先物取引に係る権利および国債先物取引に係る権利に投資を行なうことで、実質的に日本を含む世界各国の株式、不動産投信および債券に投資し、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
- ・各投資対象資産の組入比率は、原則として、市況環境および投資対象資産のリスク水準等を勘案して決定します。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(ご参考)海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI(ヘッジなし)マザーファンド

- ・主として日本を除く世界各国の株式(DR(預託証券)およびカントリーファンド等を含みます。)に投資し、MSCI-KOKUSAI インデックス(円ヘッジなし・円ベース)*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

* MSCI-KOKUSAI インデックスは、MSCI Inc.が発表している、日本を除く世界の主要国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指標です。(円ヘッジなし・円ベース)とは、現地通貨ベースの指標をヘッジを行なわず、円換算したものです。

同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指標の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(ご参考)海外新興国株式インデックス MSCI エマージング(ヘッジなし)マザーファンド

- ・主として、新興国の株式(DR(預託証券)およびカントリーファンド等を含みます。)に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジなし・円ベース)*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

* MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表している、世界の新興国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。（円ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指標をヘッジを行なわずに円換算したもので

す。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(ご参考)海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド

・主として、日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、S & P 先進国REIT指標（除く日本、ヘッジなし・円ベース）*の動きに連動した投資成果をめざします。

・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

* S & P先進国REIT指標（除く日本）は、スタンダード & プアーズ ファイナンシャル サービシーズ エル エル シー（S & P社）が発表している、日本を除く世界の主要国の不動産投信市場の合成パフォーマンスを表す指標です。（ヘッジなし・円ベース）とは、現地通貨ベースの指標をヘッジを行なわずに円換算したもので

す。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はS & P社に帰属します。また、S & P社は同指標の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(ご参考)日本リートインデックスJ-REITマザーファンド

・主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指標（配当込み）* の動きに連動した投資成果をめざします。

・不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

* 東証REIT指標（配当込み）は、株式会社東京証券取引所が発表している、東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄に投資した場合の投資成果（市場における価格の変動と分配金の受取りを合わせた投資成果）を表す指標です。東京証券取引所に上場しているJ-REIT全銘柄の時価総額加重平均を2003年3月31日を1,000として指数化したもので

す。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。また、株式会社東京証券取引所は同指標の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

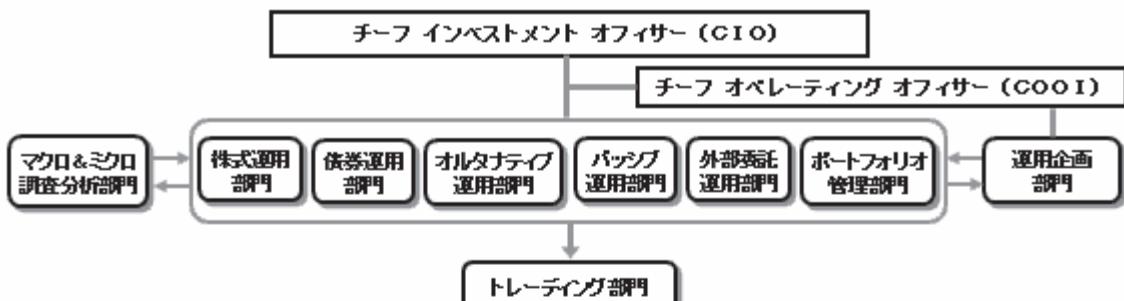
マネー・オープン・マザーファンド

・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。

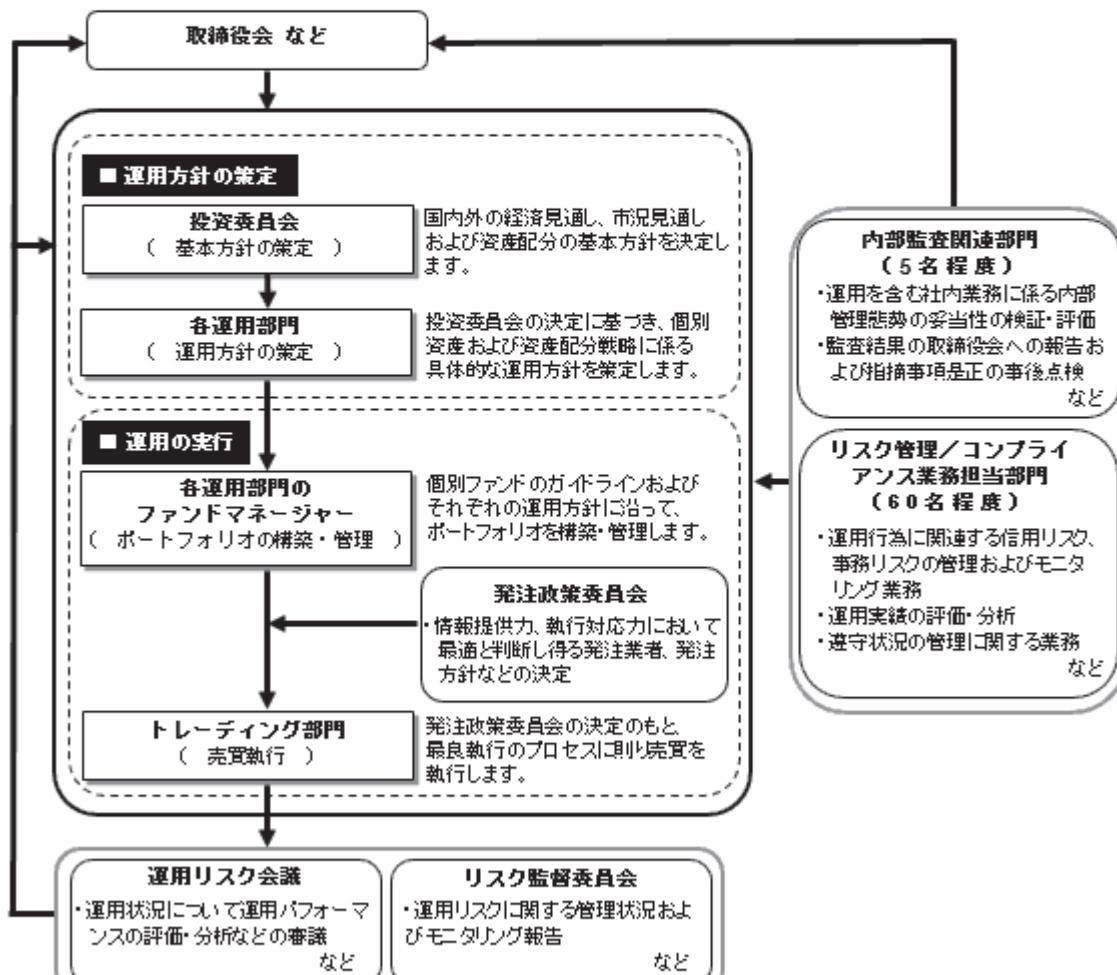
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



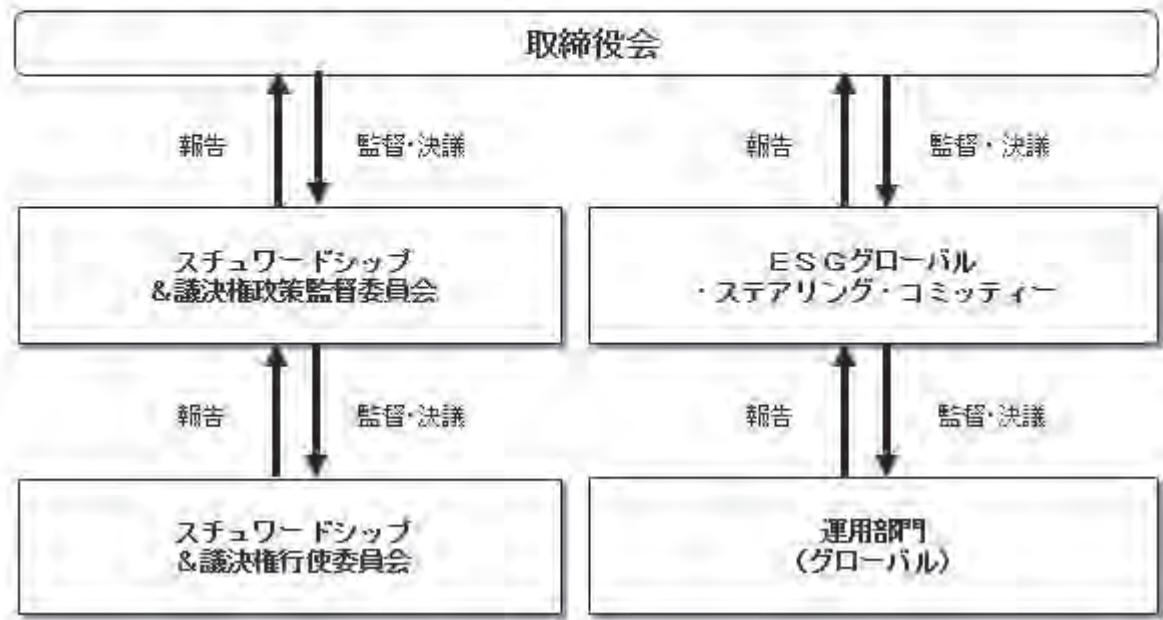
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

●投資家としてのESG／フィデューシャリー・ディベティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ＆議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記の体制等は 2021 年 8 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・投資信託証券、短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第1号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の主な投資制限

グローバル3倍3分法ファンド(適格機関投資家向け)

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ご参考)海外株式インデックス MSCI-KOKUSAI(ヘッジなし)マザーファンド

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ご参考)海外新興国株式インデックス MSCI エマージング(ヘッジなし)マザーファンド

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ご参考)海外リートインデックス(ヘッジなし)マザーファンド

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(ご参考)日本リートインデックスJ-REITマザーファンド

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
 - ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。
 - ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
 - ・外貨建資産への投資は行いません。
 - ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- マネー・オープン・マザーファンド**
- ・株式(新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。)への投資は行いません。
 - ・外貨建資産への投資は行いません。
 - ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4 投資リスクについて

- ・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式、不動産投信、株価指数先物取引および国債先物取引にかかる権利を実質的な投資対象としますので、株式、不動産投信、株価指数先物取引および国債先物取引にかかる権利の価格の下落や、株式および不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴なう不動産の減失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に株価指数先物取引および国債先物取引にかかる権利の価格は、投資対象となる原資産の値動きや先物市場の需給および金利の動きなどの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、当該先物取引にかかる権利の値動きに予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないとため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそういうことが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する有価証券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することができますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデーターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

⑥ デリバティブルリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。

⑦ レバレッジリスク

株価指数先物取引および国債先物取引などを積極的に用いてレバレッジ取引を行ないます。したがって、株式や債券の影響を大きく受けます。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することができます。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

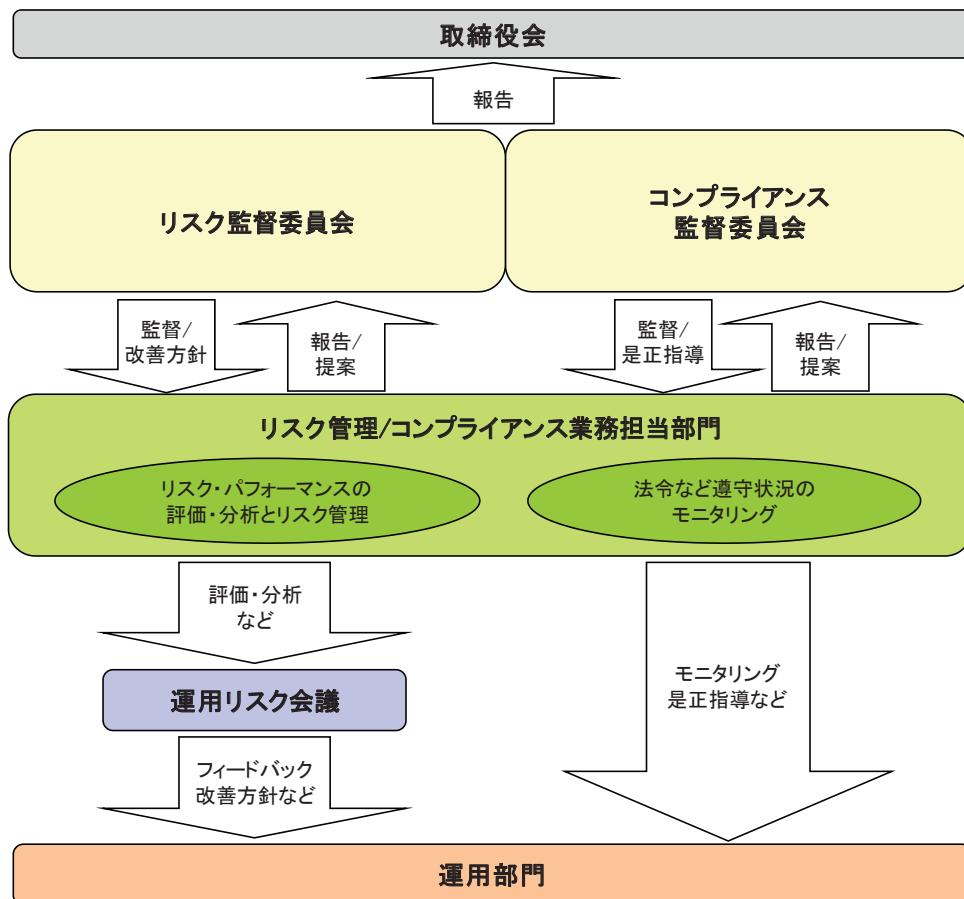
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

委託会社における投資リスクの管理体制は以下の通りです。

《リスク管理体制》



■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めています。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記の体制等は 2021 年 8 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) 金銭債権
 - 3) 約束手形
 - 4) 為替手形
- ② 主として別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 外国為替予約取引
 - 2) 資金の借入

2 グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）の投資制限

＜約款に定める投資制限＞

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行いません。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもつて有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額お

- 1) の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 外国為替予約取引
 - 2) 資金の借入

より借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

木) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2021 年 8 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	711,705,215	98.02
親投資信託受益証券	日本	708,737	0.10
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	13,644,908	1.88
合計(純資産総額)		726,058,860	100.00

2 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	グローバル3倍3分法ファンド(適格機関 投資家向け)	432,594,952	1.6152	698,728,127	1.6452	711,705,215	98.02
日本	親投資信託受 益証券	マネー・オープン・マザーファンド	697,714	1.0157	708,728	1.0158	708,737	0.10

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.02
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.12

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

3 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2021年5月末日	13	—	1.0053	—
6月末日	54	—	1.0363	—
7月末日	365	—	1.0610	—
8月末日	726	—	1.0747	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

II 財務ハイライト情報

当ファンドの第1期計算期間に関する財務諸表は、2022年9月21日の第1期計算期間終了後、3ヵ月以内に作成される予定です。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定および解約の実績

MEMO

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）
(以下「当ファンド」ということがあります。)

2 目的および基本的性格

「TMA外国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）を通じて、外国の株式に投資し、MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果をめざします。

<商品分類>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型	海外	株式	インデックス型

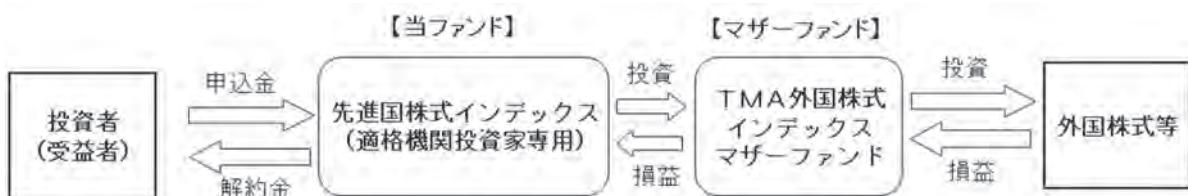
※商品分類の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

3 特 色

- 主に外国の株式に投資します。

主に外国の株式を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。なお、有価証券等の資産に直接投資することができます。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することができます。

- MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）※に連動する投資成果をめざします。

MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。

※MSCI社が公表する指数（米ドルベース）の前日値を、委託会社が当日の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）で円換算したものを使用します。なお、指数（米ドルベース）は税引前配当込みです。

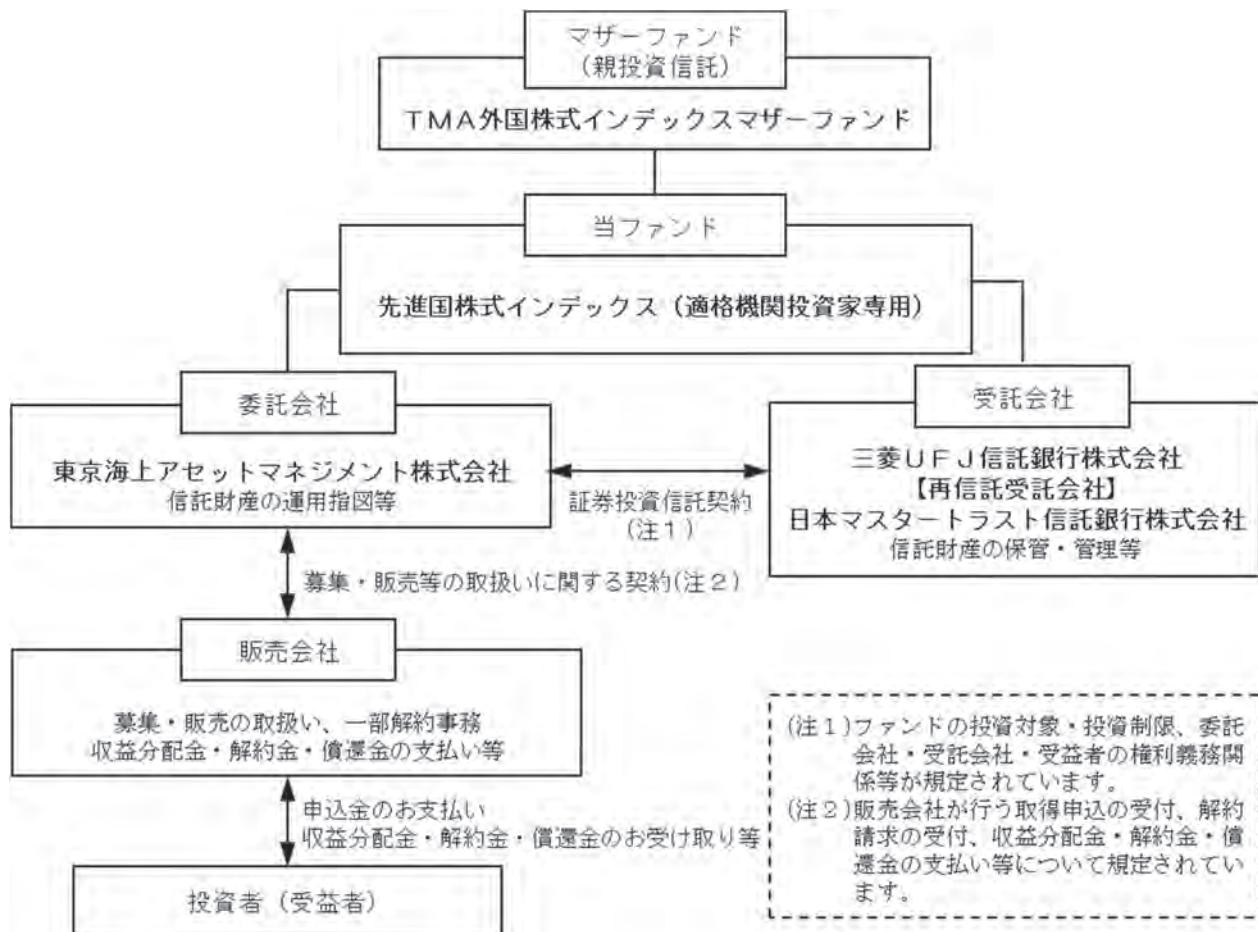
<マザーファンドが対象とするインデックスについて>

- ・MSCIコクサイ指数

MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指標の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

●投資方針

MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成をめざします。

●投資対象

主として「TMA外国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、有価証券等の資産に直接投資することができます。

①マザーファンド受益証券を通じて、外国の株式に投資し、MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果をめざします。

②信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することができます。

③実質組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。

④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

<投資方針>

MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目指します。

<投資対象>

外国の株式を主要投資対象とします。

①主として外国の株式に投資し、MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。

②組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払にかかる為替予約取引等を行うことができます。

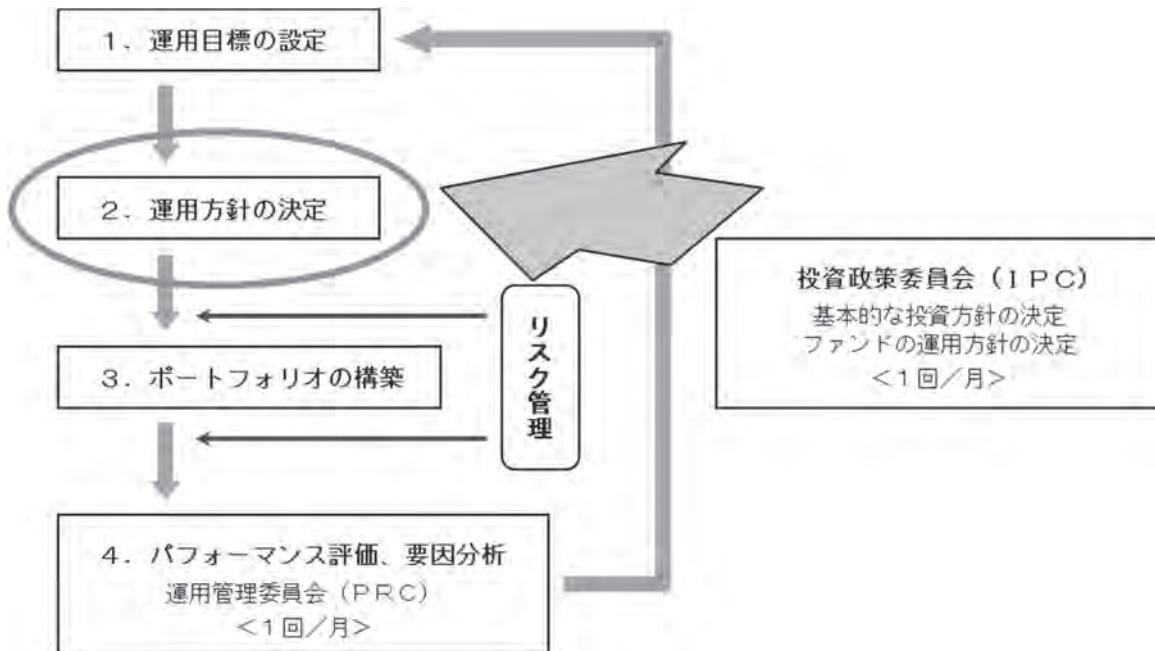
③信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することができます。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引や外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※運用にあたっては、リスクモデルを使用し、最適化法を用いてMSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動するようポートフォリオを構築します。

2 運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（5～10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画等ファンド運用に關係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「4 投資リスクについて」をご参照ください。）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2021年11月末日現在）

3 主な投資制限

- (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※投資制限の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (8) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

1. 投資リスク

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- ・運用による損益は、**全て投資者に帰属します。**
- ・投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当を行なうことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）との乖離リスク	当ファンドの投資成果はMSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること ・ファンドが構築するポートフォリオと、MSCIコクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）の構成国、構成銘柄およびその構成比等が一致するとは限らないこと ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

2. その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3. リスクの管理体制

- ・委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。
法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. その他詳細情報

1 投資対象

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ①有価証券
 - ②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「2. 投資制限」の「4. 先物取引等」、「5. スワップ取引」および「6. 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります。）
 - ③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ④約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形
2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA外国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (1) 株券または新株引受権証書
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

2 投資制限

1. 運用の基本方針に基づく制限
 - (1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
 - (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - (3) 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (4) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場し、かつ当該取引所において常

- (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (22) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、(1)から(21)に該当するものを除きます。）
- (23) 外国の者に対する権利で上記(21)および(22)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの
4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- 時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
5. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
6. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3

- 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (7) 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

2. 投資する株式等の範囲

- (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

3. 信用取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 先物取引等

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

5. スワップ取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なる通貨、異なる受け取金利または異なる受け取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限

が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (3) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行いうるものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行いうるものとします。

7. 有価証券の貸付

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ① 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ② 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 上記(1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行いうものとします。

8. 有価証券の空売

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「9. 有価証券の借入」の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 上記(1)の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

9. 有価証券の借入

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行いうものとします。
- (2) 上記(1)の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- (3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(2)の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) 上記(1)の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

10. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

11. 外国為替予約取引

- (1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2)上記(1)の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (3)信託財産の一部解約等の事由により上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

12. 資金の借入

- (1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4)借入金の利息は信託財産中から支弁します。

4. 運用状況

1. 投資状況（2021年11月30日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	922, 234, 643	100.01
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△135, 811	△0.01
合計（純資産総額）		922, 098, 832	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

TMA外国株式インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	41, 447, 496, 835	67.10
	カナダ	2, 077, 752, 672	3.36
	ドイツ	1, 505, 367, 566	2.43
	イタリア	296, 583, 746	0.48
	フランス	1, 802, 642, 277	2.91
	オーストラリア	1, 110, 303, 732	1.79
	イギリス	2, 333, 243, 652	3.77
	スイス	1, 923, 430, 294	3.11
	バミューダ	155, 797, 705	0.25
	香港	415, 454, 450	0.67
	シンガポール	156, 779, 039	0.25
	ニュージーランド	75, 545, 567	0.12
	オランダ	1, 182, 415, 353	1.91
	スペイン	414, 954, 550	0.67
	ベルギー	145, 442, 491	0.23
	スウェーデン	604, 135, 047	0.97
	ノルウェー	110, 023, 843	0.17
	オーストリア	34, 525, 129	0.05
	ルクセンブルク	45, 849, 485	0.07
	フィンランド	223, 134, 105	0.36
	デンマーク	490, 104, 849	0.79
	アイルランド	1, 035, 173, 911	1.67
	イスラエル	88, 450, 980	0.14
	ポルトガル	41, 571, 732	0.06
	ケイマン	57, 644, 220	0.09
	キュラソー	49, 678, 301	0.08
	ジャージー	180, 371, 888	0.29
	小計	58, 003, 873, 419	93.91
投資証券	アメリカ	1, 188, 509, 820	1.92
	カナダ	8, 703, 292	0.01
	フランス	34, 529, 962	0.05
	オーストラリア	75, 619, 419	0.12
	イギリス	45, 268, 324	0.07
	香港	18, 843, 860	0.03
	シンガポール	15, 652, 300	0.02
	小計	1, 387, 126, 977	2.24

コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	2,370,764,093	3.83
合計（純資産総額）	61,761,764,489	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	2,804,464,631	4.54
	買建	ドイツ	558,886,547	0.90
	買建	イギリス	377,422,290	0.61

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

2. 投資資産（2021年11月30日現在）**① 投資有価証券の主要銘柄****a. 主要銘柄の明細**

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA 外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	228,010,642	4.0971	934,201,577	4.0447	922,234,643	100.01

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.01
合 計	100.01

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

①マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

TMA外国株式インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	株式	153,077	17,157.65	2,626,442,155	18,230.50	2,790,670,983	4.51
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	65,828	38,221.03	2,516,014,061	38,298.39	2,521,106,752	4.08
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	株式	4,181	406,867.68	1,701,113,799	405,199.81	1,694,140,442	2.74
4	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	株式	7,578	116,443.59	882,409,562	129,355.35	980,254,859	1.58
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	2,760	338,849.15	935,223,667	331,140.09	913,946,675	1.47
6	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	株式	2,696	339,600.03	915,561,699	332,467.79	896,333,176	1.45
7	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	23,141	34,878.46	807,122,648	37,971.87	878,707,164	1.42
8	META PLATFORMS INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	22,197	38,155.04	846,927,531	38,457.67	853,644,969	1.38
9	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	株式	27,680	19,088.33	528,364,991	18,343.13	507,738,034	0.82
10	HOME DEPOT INC	アメリカ	小売	株式	9,702	42,168.85	409,122,187	46,283.91	449,046,508	0.72
11	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	株式	8,490	52,829.09	448,519,054	51,424.03	436,590,099	0.70
12	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	23,699	18,488.76	438,165,187	18,174.75	430,723,577	0.69
13	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	食品・飲料・タバコ	株式	25,837	15,154.81	391,555,084	14,802.32	382,447,671	0.61
14	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	各種金融	株式	11,909	32,578.03	387,971,872	32,096.79	382,240,700	0.61
15	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	株式	21,931	16,541.02	362,761,116	16,954.00	371,818,292	0.60
16	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	銀行	株式	71,410	5,333.53	380,867,920	5,186.77	370,387,552	0.59
17	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	株式	3,939	93,957.59	370,098,974	90,503.36	356,492,766	0.57
18	ADOBE INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	4,496	75,989.25	341,647,705	78,215.73	351,657,954	0.56
19	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	15,477	24,277.38	375,741,014	22,331.91	345,631,022	0.55
20	NETFLIX INC	アメリカ	メディア・娯楽	株式	4,109	74,631.98	306,662,815	75,525.07	310,332,540	0.50
21	SALESFORCE.COM INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	9,154	35,235.70	322,547,659	33,760.10	309,040,045	0.50
22	PFIZER INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	51,501	5,381.32	277,143,412	5,961.54	307,025,683	0.49
23	MASTERCARD INC-CLASS A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	8,209	39,210.83	321,881,707	36,748.84	301,671,290	0.48
24	ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	6,629	45,251.23	299,970,453	44,061.87	292,086,169	0.47
25	THE WALT DISNEY CO	アメリカ	メディア・娯楽	株式	17,082	19,922.26	340,312,125	16,816.34	287,256,783	0.46
26	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	エネルギー	株式	38,906	7,549.77	293,731,631	7,007.09	272,618,010	0.44
27	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	3,670	70,375.84	258,279,357	73,810.56	270,884,765	0.43
28	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	食品・生活必需品小売り	株式	3,994	57,875.93	231,156,491	63,128.69	252,136,018	0.40
29	COMCAST CORP-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	41,930	6,115.13	256,407,715	5,862.56	245,817,480	0.39
30	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	3,736	63,460.90	237,089,944	64,204.96	239,869,737	0.38

b. 投資有価証券の種類

TMA外国株式インデックスマザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	3.18
		素材	3.84
		資本財	5.76
		商業・専門サービス	1.19
		運輸	1.83
		自動車・自動車部品	2.51
		耐久消費財・アパレル	1.91
		消費者サービス	1.70
		メディア・娯楽	6.94
		小売	5.68
		食品・生活必需品小売り	1.36
		食品・飲料・タバコ	3.41
		家庭用品・パーソナル用品	1.57
		ヘルスケア機器・サービス	4.40
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.57
		銀行	5.63
		各種金融	4.52
		保険	2.72
		不動産	0.32
		ソフトウェア・サービス	12.21
		テクノロジー・ハードウェア および機器	6.03
		電気通信サービス	1.39
		公益事業	2.69
		半導体・半導体製造装置	5.47
投資証券		—	2.24
合 計			96.16

②投資不動産物件

TMA外国株式インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

T M A 外国株式インデックスマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	通貨	帳簿価額	評価額	評価額(円)	投資 比率(%)
株価指数 先物取引	アメリカ	Chicago Mercantile Exchange	S&P 500 EMIN	買建	106	米ドル	24,722,887.50	24,650,300.00	2,804,464,631	4.54
	ドイツ	Eurex	DJ EU STX 50	買建	106	ユーロ	4,473,645.00	4,352,360.00	558,886,547	0.90
	イギリス	ICE Futures Europe Financials	FTSE 100 IDX	買建	35	英ポンド	2,521,170.00	2,490,250.00	377,422,290	0.61

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。
このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

3. 運用実績（2021年11月30日現在）

①純資産の推移

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2021年11月10日)	721	721	1.1582	1.1582
2021年 5月末日		4	—	1.0298	—
6月末日		52	—	1.0548	—
7月末日		164	—	1.0703	—
8月末日		305	—	1.0962	—
9月末日		481	—	1.0707	—
10月末日		628	—	1.1484	—
11月末日		922	—	1.1437	—

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%) (分配付)
第1計算期間	2021年 5月13日～2021年11月10日	15.8

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている財務諸表の箇所に添付しております。

先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

		第1期 [2021年11月10日現在]
区分		金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		721,004,872
未収入金		371,694
流動資産合計		721,376,566
資産合計		721,376,566
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		27,542
未払委託者報酬		330,460
その他未払費用		13,692
流動負債合計		371,694
負債合計		371,694
純資産の部		
元本等		
元本		622,496,248
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）		98,508,624
（分配準備積立金）		40,867,113
元本等合計		721,004,872
純資産合計		721,004,872
負債純資産合計		721,376,566

(2) 損益及び剰余金計算書

第1期
自 2021年 5月13日
至 2021年11月10日

区分	金額（円）
営業収益	
有価証券売買等損益	44,315,813
営業収益合計	44,315,813
営業費用	
支払利息	1
受託者報酬	27,542
委託者報酬	330,460
その他費用	13,692
営業費用合計	371,695
営業利益又は営業損失（△）	43,944,118
経常利益又は経常損失（△）	43,944,118
当期純利益又は当期純損失（△）	43,944,118
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,077,005
期首剰余金又は期首次損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	61,230,790
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	61,230,790
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,589,279
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金增加 額	3,589,279
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金增加 額	—
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	98,508,624

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年11月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託（ファンド）の沿革、投資信託（ファンド）の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託（ファンド）の沿革
- II 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2. 投資信託（ファンド）の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

インデックスファンド NASDAQ100(適格機関投資家専用)

(以下「ファンド」という場合があります。)

2 目的および基本的性格

主として、米国の金融商品取引所に上場する株式に投資を行ない、米国の株式市場を代表する指数の動きに連動した投資成果をめざします。

商品分類			
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
		債 券	
	海 外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
追加型投信	内 外	資産複合	

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			
	年2回	日本			
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()	日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
		アフリカ			その他 (NASDAQ100 指 数(円換算ペー ス))
その他資産 (投資信託証券(株 式 一般))		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(株式 一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

3 特 色



米国の金融商品取引所に上場している株式などを主要投資対象とします。

- ◆主に「インデックス マザーファンド NASDAQ100」に投資を行なうファミリーファンド方式で運用を行ないます。
※マザーファンドにおいて、NASDAQ100指数への連動をめざすETF（上場投資信託）などへ投資を行なう場合があります。
また、株価指数先物取引などを活用することがあります。
- ◆原則として、為替ヘッジは行ないません。



「NASDAQ100指数（円換算ベース*）」の動きに連動する投資成果をめざします。 *公表指標をもとに日興アセットマネジメントが円換算します。

- ◆NASDAQ100指数は、米国のナスダック市場に上場している企業のうち、金融業を除いた時価総額上位100社の株式で構成される株価指数です。
※連動をめざす対象指標（ベンチマーク）については、当ファンドの商品性および運用上の効率性などを勘案して、委託会社の判断により変更する場合があります。

NASDAQ 100指数 とは

- ・米国のナスダック市場（全米証券業協会(NASD)）が運営する、世界最大級の新興企業向け株式市場）に上場している企業のうち、金融業を除いた時価総額上位100社の株式で構成される、調整済時価総額加重型の株価指数です。
- ・世界有数のハイテク企業やバイオテクノロジー企業など、最先端技術を有する企業を多く含みます。
- ・NASDAQ100指数は、1985年1月31日に算出が開始され、現在の指標値は算出開始時の値を125として計算されています。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

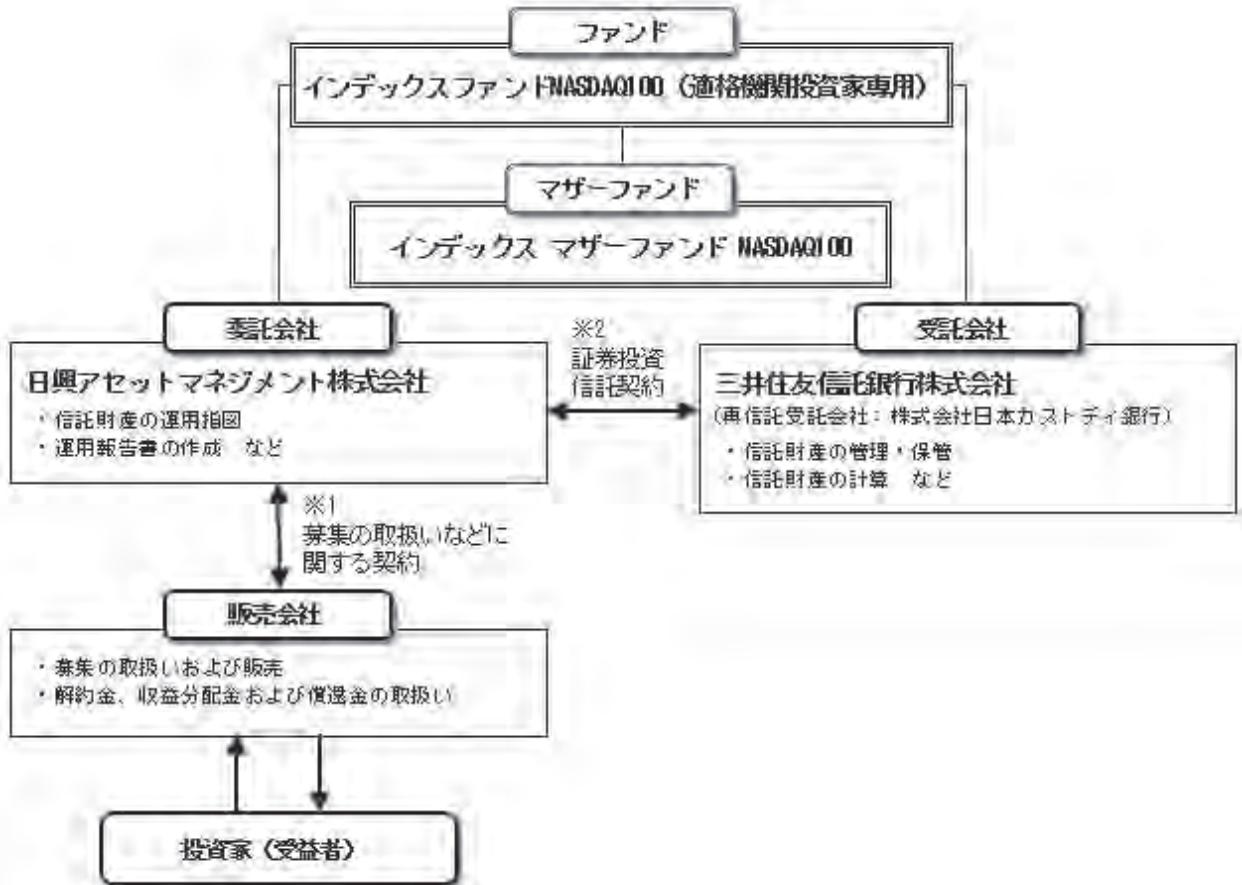
■分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドは、Nasdaq, Inc. またはその関連会社（以下、Nasdaq, Inc. およびその関連会社を「株式会社」と総称します。）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。株式会社は、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。株式会社は、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、NASDAQ-100 Index_®の一般的な株式市況への追随可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行いません。株式会社と日興アセットマネジメント株式会社との関係は、Nasdaq_®およびNASDAQ-100 Index_®の登録商標ならびに株式会社の一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、日興アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に、NASDAQが決定、構築および算出を行なうNASDAQ-100 Index_®の使用を許諾することに限られます。NASDAQは、NASDAQ-100 Index_®の決定、構築および計算に関し、日興アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。株式会社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。株式会社は、NASDAQ-100 Index_®とそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。株式会社は、NASDAQ-100 Index_®またはそれに含まれるデータの利用により、日興アセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行いません。株式会社は、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行なわず、かつNASDAQ-100 Index_®またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、株式会社は、いかなる逸利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

4 仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の決めの内容などが含まれています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主として、インデックス マザーファンド NASDAQ100 受益証券に投資を行ない、別に定める米国の株式市場を代表する指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し、委託会社の判断により決定するものとします。

- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となつたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

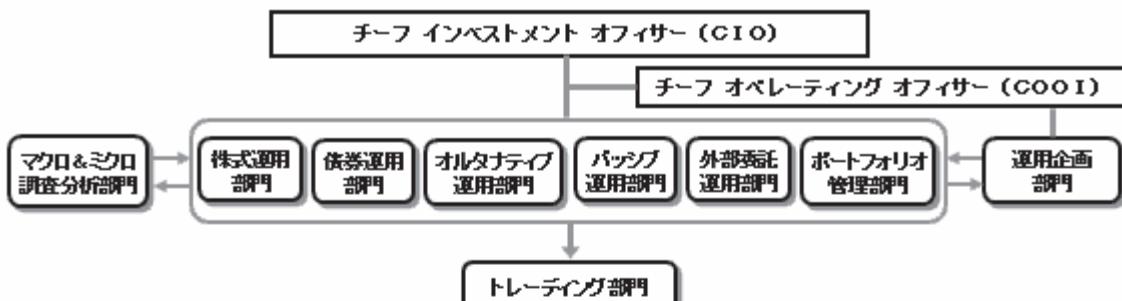
【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

インデックス マザーファンド NASDAQ100

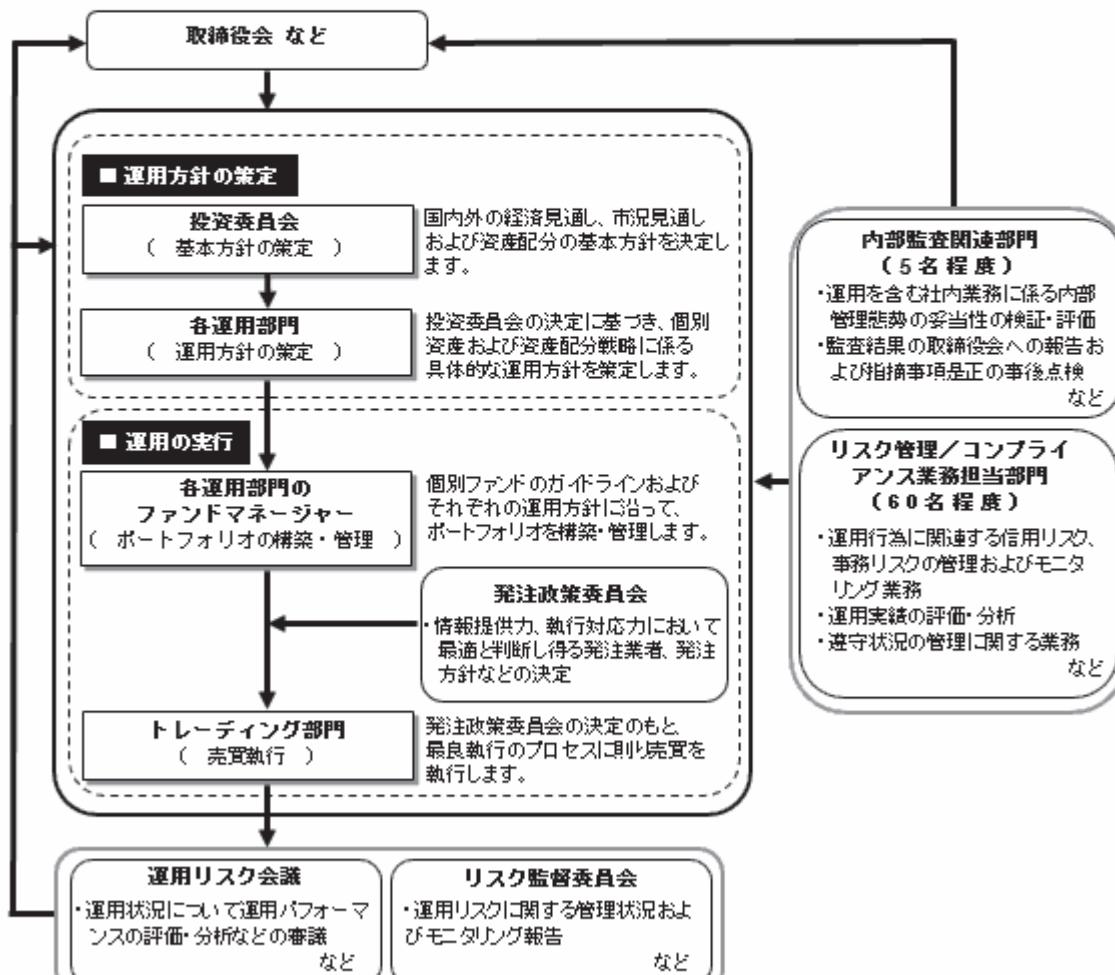
- ・主として、米国の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含みます。以下同じ。)に投資し、別に定める米国の株式市場を代表する指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- ・運用にあたって、対象指数に採用されていない株式についても、運用目的を達成するために有用であると判断される場合は投資を行ないます。また、対象指数に採用されている株式の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券や債券等に投資する場合もあります。
- ・運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となつたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



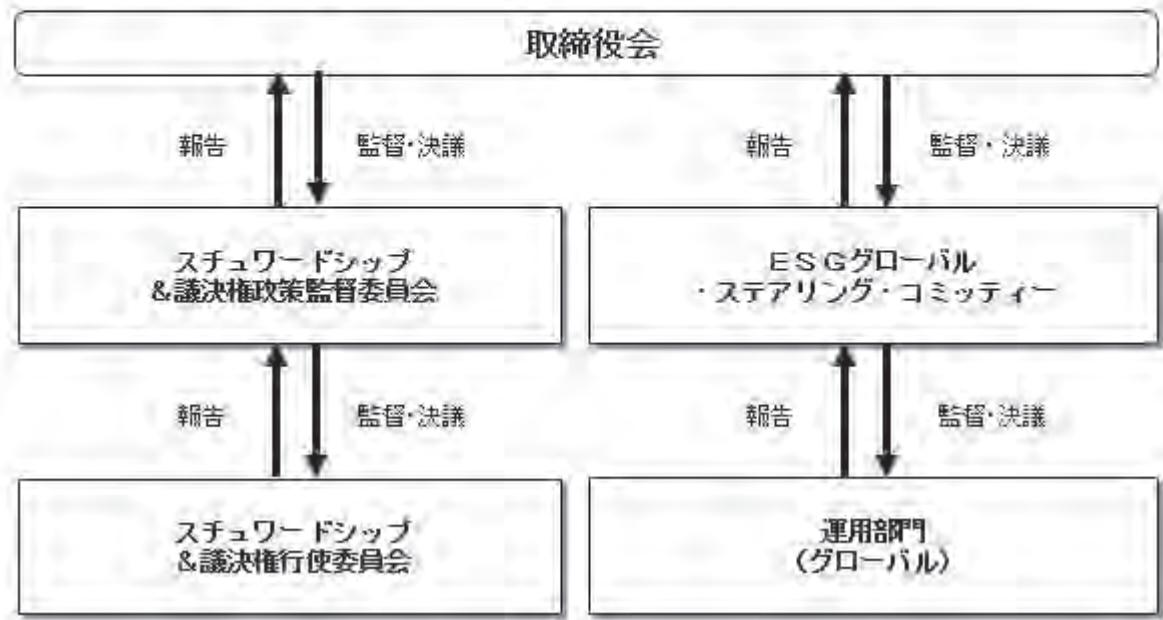
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

●投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ＆議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記の体制等は 2021 年 8 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

インデックス マザーファンド NASDAQ100

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクspoージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4 投資リスクについて

- ・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 値格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<NASDAQ100 指数(円換算ベース)と基準価額の主なカイ離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を NASDAQ100 指数(円換算ベース)の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・NASDAQ100 指数(円換算ベース)の採用銘柄以外の銘柄に投資をすることがあること、NASDAQ100 指数(円換算ベース)の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと NASDAQ100 指数(円換算ベース)の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

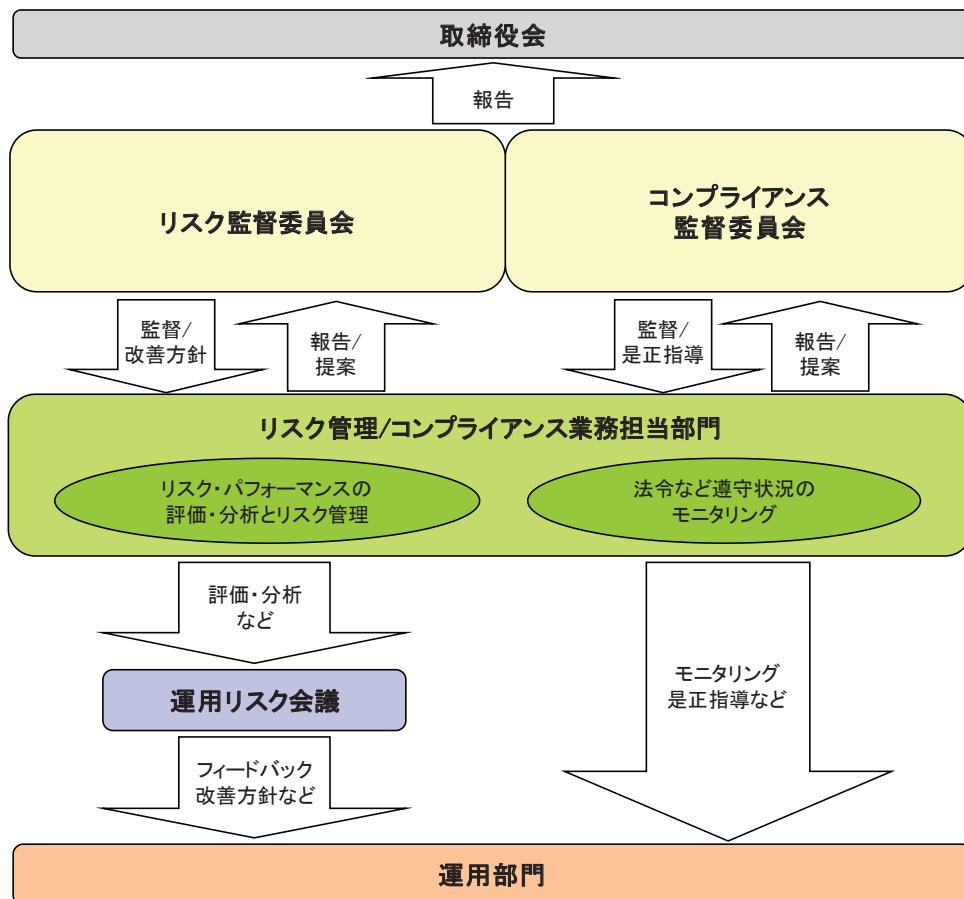
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額がカイ離する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

委託会社における投資リスクの管理体制は以下の通りです。

《リスク管理体制》



■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記の体制等は 2021 年 8 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 インデックスファンド NASDAQ100(適格機関投資家専用)の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- ② 主としてインデックス マザーファンド NASDAQ100 受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。
- 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 6) 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7) コマーシャル・ペーパー
 - 8) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
 - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもののいい、マザーファンドの受益証券を除きます。)
 - 11) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)で12)に定めるもの以外のもの
 - 12) 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 - 13) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2

2 インデックスファンド NASDAQ100(適格機関投資家専用)の投資制限

<約款に定める投資制限>

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。

条第1項第18号で定めるものをいいます。)

- 14) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 15) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19) 外國の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外國の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 信用取引
- 2) 先物取引等
- 3) スワップ取引
- 4) 金利先渡取引
- 5) 為替先渡取引
- 6) 有価証券の貸付
- 7) 公社債の空売
- 8) 公社債の借入
- 9) 外國為替予約取引
- 10) 資金の借入

信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取

- 金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ハ)上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 12)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13)信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14)信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図

- については、この限りではありません。
- 15)信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ)解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ)再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ)借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- 二)解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ)再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 16)デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4. 運用状況

以下の運用状況は 2021 年 8 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

1 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	136,054,374	99.97
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	39,965	0.03
合計(純資産総額)		136,094,339	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

インデックス マザーファンド NASDAQ100

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	60,360,316,081	95.49
	オランダ	541,972,098	0.86
	イギリス	207,288,170	0.33
	ケイマン	751,364,607	1.19
	イスラエル	71,718,094	0.11
	小計	61,932,659,050	97.98
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	1,277,209,694	2.02
合計(純資産総額)		63,209,868,744	100.00

他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,577,032,030	2.49

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	—	641,751,608	1.02
	売建	—	3,138,705,528	△4.97

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

2 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	インデックス マザーファンド NASDAQ100	86,952,371	1.4883	129,414,501	1.5647	136,054,374	99.97

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.97
合 計	99.97

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

インデックス マザーファンド NASDAQ100

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	417,712	15,931.10	6,654,613,314	16,827.88	7,029,210,752	11.12
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	188,525	30,923.66	5,829,883,379	33,364.54	6,290,050,092	9.95
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	12,624	400,630.55	5,057,560,177	376,030.54	4,747,009,575	7.51
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	8,100	288,183.07	2,334,282,924	319,741.96	2,589,909,884	4.10
アメリカ	株式	FACEBOOK INC-CLASS A	メディア・娯楽	59,976	38,644.13	2,317,720,761	41,834.53	2,509,068,011	3.97
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	29,841	71,561.38	2,135,463,290	80,327.00	2,397,038,276	3.79
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	7,528	280,891.21	2,114,549,044	317,809.91	2,392,473,070	3.78
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	94,922	22,236.06	2,110,691,952	24,934.11	2,366,795,779	3.74
アメリカ	株式	PAYPAL HOLDINGS INC	ソフトウェア・サービス	44,746	32,364.45	1,448,179,724	31,702.85	1,418,575,860	2.24
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	18,207	66,949.98	1,218,958,304	73,192.30	1,332,612,224	2.11
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯楽	174,639	6,395.08	1,116,830,550	6,562.12	1,146,003,646	1.81
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	16,889	58,639.34	990,359,864	62,223.18	1,050,887,321	1.66
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	160,521	5,889.54	945,395,011	6,498.38	1,043,127,580	1.65
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	153,810	6,099.45	938,156,405	5,928.00	911,786,603	1.44
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	52,627	16,581.71	872,645,758	17,144.40	902,258,339	1.43
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	15,552	51,762.90	805,016,621	54,828.01	852,685,227	1.35
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売り	16,856	45,076.58	759,810,900	50,106.70	844,598,653	1.34
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	35,178	20,812.86	732,154,859	21,038.15	740,080,287	1.17
アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信サービス	47,494	16,169.58	767,958,365	15,155.21	719,781,544	1.14
アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体・半導体製造	42,966	15,469.52	664,663,569	16,038.80	689,123,339	1.09

インデックスファンド NASDAQ100（適格機関投資家専用）

			装置						
アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	資本財	26,456	25,250.62	668,030,509	25,482.51	674,165,364	1.07
アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・サービス	10,409	56,055.59	583,482,677	62,156.14	646,983,292	1.02
アメリカ	株式	CHARTER COMMUNICATION-A	メディア・娯楽	7,186	81,837.03	588,080,934	89,480.58	643,007,448	1.02
アメリカ	株式	MODERNA INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	15,294	27,098.04	414,437,469	40,738.83	623,059,681	0.99
アメリカ	株式	STARBUCKS CORP	消費者サービス	44,882	12,886.87	578,388,678	12,705.53	570,250,001	0.90
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	46,281	10,150.36	469,768,996	12,234.06	566,204,901	0.90
アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	21,885	26,574.91	581,592,102	24,631.88	539,068,847	0.85
アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	4,510	105,790.83	477,116,684	116,374.20	524,847,683	0.83
アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体製造装置	34,814	14,772.75	514,298,796	14,951.89	520,535,272	0.82
アメリカ	株式	MERCADOLIBRE INC	小売	1,899	172,594.65	327,757,246	206,491.11	392,126,618	0.62

口.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)		
株式	国外	資本財	1.47		
		商業・専門サービス	0.72		
		運輸	0.50		
		自動車・自動車部品	3.79		
		耐久消費財・アパレル	0.52		
		消費者サービス	1.91		
		メディア・娯楽	18.03		
		小売	9.82		
		食品・生活必需品小売り	1.61		
		食品・飲料・タバコ	2.97		
		ヘルスケア機器・サービス	2.07		
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.35		
		ソフトウェア・サービス	20.92		
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12.96		
		電気通信サービス	1.14		
		公益事業	0.86		
		半導体・半導体製造装置	14.33		
		合 計			97.98

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等(円)	評価額 (各通貨)	評価額(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	MNQ100E 2109	賃建	46	米ドル	14,038,465	1,542,827,303	14,349,700	1,577,032,030	2.49

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	米ドル	賃建	5,840,000.00	643,527,080	641,751,608	1.02
	米ドル	売建	28,560,000.00	3,141,306,720	3,138,705,528	△4.97

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

3 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1 口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2021 年 5 月末日	13	-	1.0043	-
6 月末日	21	-	1.0773	-
7 月末日	65	-	1.1013	-
8 月末日	136	-	1.1466	-

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

II 財務ハイライト情報

当ファンドの第1期計算期間に関する財務諸表は、2022年7月8日の第1期計算期間終了後、3ヵ月以内に作成される予定です。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定および解約の実績

特別勘定が投資する投資信託の運用情報

〔資産の運用に関する重要な事項〕

I 投資信託（ファンド）の沿革

2021年5月13日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、投資信託約款第37条により、2021年5月13日から2021年9月7日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、第1期計算期間(2021年5月13日から2021年9月7日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

円資産インデックスバランス<円奏会ベーシック>（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	第1期 [2021年 9月 7日現在]	
			金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		10,337,610	
親投資信託受益証券		182,664,430	
未収入金		83,453	
流動資産合計		193,085,493	
資産合計		193,085,493	
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		5,002	
未払委託者報酬		75,052	
未払利息		6	
その他未払費用		2,459	
流動負債合計		82,519	
負債合計		82,519	
純資産の部			
元本等			
元本	※1	188,336,703	
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		4,666,271	
（分配準備積立金）		1,482,398	
元本等合計		193,002,974	
純資産合計		193,002,974	
負債純資産合計		193,085,493	

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日	
			金額（円）
営業収益			
受取利息		1	
有価証券売買等損益		1,566,224	
営業収益合計		1,566,225	
営業費用			
支払利息		483	
受託者報酬		5,002	
委託者報酬		75,052	
その他費用		2,459	

営業費用合計	82,996
営業利益又は営業損失（△）	1,483,229
経常利益又は経常損失（△）	1,483,229
当期純利益又は当期純損失（△）	1,483,229
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額（△）	831
期首剰余金又は期首次損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,190,466
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	3,190,466
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,593
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金增加 額	6,593
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	—
分配金	※1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,666,271

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していなければ、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 [2021年 9月 7日現在]
1. ※1 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	187,729,534円
期中一部解約元本額	392,831円
2. ※1 計算期間末日における受益権の総数	188,336,703口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（273,028円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,209,370円）、投資信託約款に規定される収益調整金（3,183,873円）及び分配準備積立金（0円）より、分配対象額は4,666,271円（1万口当たり247.74円）であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年 9月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に隨時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 [2021年 9月 7日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第1期（自 2021年5月13日 至 2021年9月7日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,575,965円
合計	1,575,965円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第1期 [2021年 9月 7日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0248円 10,248円)

(4) 附属明細表**第1 有価証券明細表****(1) 株式**

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	TMA日本株TOPIXマザーファンド	13,986,646	24,880,844	
	TMA日本債券インデックススマザーファンド	103,236,634	134,104,387	
	東京海上・東証REITマザーファンド	15,444,299	23,679,199	
親投資信託受益証券 合計		132,667,579	182,664,430	
合計		132,667,579	182,664,430	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2021年11月30日現在）

2021年11月30日 現在

種類	金額
I 資産総額	437,817,175 円
II 負債総額	1,537,481 円
III 純資産総額（I - II）	436,279,694 円
IV 発行済数量	432,986,853 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0076 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書

TMA日本株TOPIXマザーファンド

2021年11月30日 現在

種類	金額
I 資産総額	41,488,172,760 円
II 負債総額	342,372,290 円
III 純資産総額（I - II）	41,145,800,470 円
IV 発行済数量	24,581,848,082 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.6738 円

TMA日本債券インデックスマザーファンド

2021年11月30日 現在

種類	金額
I 資産総額	22,061,301,548 円
II 負債総額	599,812,172 円
III 純資産総額（I - II）	21,461,489,376 円
IV 発行済数量	16,536,316,198 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.2978 円

東京海上・東証REITマザーファンド

2021年11月30日 現在

種類	金額
I 資産総額	11,941,953,014 円
II 負債総額	22,962,192 円
III 純資産総額（I - II）	11,918,990,822 円
IV 発行済数量	8,294,823,662 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.4369 円

III 設定及び解約の実績

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2021年 5月13日～2021年 9月 7日	188,729,534	392,831	188,336,703

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年5月26日

ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

当ファンドの第1期計算期間に関する財務諸表は、2022年7月11日の第1期計算期間終了後、3ヵ月以内に作成される予定です。

2. 投資信託(ファンド)の現況

以下のファンドの現況は2021年8月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	250,776,359円
II 負債総額	2,175,732円
III 純資産額(I - II)	248,600,627円
IV 発行済口数	246,735,988口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.0076円

III 設定および解約の実績

該当事項はありません。

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年5月26日

ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

当ファンドの第1期計算期間に関する財務諸表は、2022年9月21日の第1期計算期間終了後、3ヵ月以内に作成される予定です。

2. 投資信託(ファンド)の現況

以下のファンドの現況は2021年8月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	726,316,369円
II 負債総額	257,509円
III 純資産総額(I - II)	726,058,860円
IV 発行済口数	675,577,594口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.0747円

III 設定および解約の実績

該当事項はありません。

I 投資信託（ファンド）の沿革

2021年5月13日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年總理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、投資信託約款第37条により、2021年5月13日から2021年11月10日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、第1期計算期間(2021年5月13日から2021年11月10日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

先進国株式インデックス（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

第1期
[2021年11月10日現在]

区分	注記番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		721,004,872
未収入金		371,694
流動資産合計		721,376,566
資産合計		721,376,566
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		27,542
未払委託者報酬		330,460
その他未払費用		13,692
流動負債合計		371,694
負債合計		371,694
純資産の部		
元本等	※1	622,496,248
元本	※1	622,496,248
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）		98,508,624
（分配準備積立金）		40,867,113
元本等合計		721,004,872
純資産合計		721,004,872
負債純資産合計		721,376,566

(2) 損益及び剩余金計算書

第1期
自 2021年 5月13日
至 2021年11月10日

区分	注記番号	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益		44,315,813
営業収益合計		44,315,813
営業費用		
支払利息	1	1
受託者報酬		27,542
委託者報酬		330,460
その他費用		13,692
営業費用合計		371,695
営業利益又は営業損失（△）		43,944,118
経常利益又は経常損失（△）		43,944,118
当期純利益又は当期純損失（△）		43,944,118

一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,077,005
期首剩余金又は期首次損金（△）	—
剩余金増加額又は欠損金減少額	61,230,790
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少 額	—
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少 額	61,230,790
剩余金減少額又は欠損金増加額	3,589,279
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加 額	3,589,279
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金增加 額	—
分配金	※1
期末剩余金又は期末欠損金（△）	98,508,624

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年11月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年11月10日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 [2021年11月10日現在]
1. ※1 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	667,859,212円
期中一部解約元本額	46,362,964円
2. ※1 計算期間末における受益権の総数	622,496,248口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年11月10日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,100,729円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（38,766,384円）、投資信託約款に規定される収益調整金（57,641,511円）及び分配準備積立金（0円）より、分配対象額は98,508,624円（1万口当たり1,582.45円）であります。分配を行つておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 2021年 5月13日 至 2021年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 [2021年11月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第1期（自 2021年5月13日 至 2021年11月10日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	41,247,096円
合計	41,247,096円

(注) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第1期 [2021年11月10日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1,1582円 11,582円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	TMA外国株式インデックスマザーファンド	176,043,772	721,004,872	
親投資信託受益証券 合計		176,043,772	721,004,872	
	合計	176,043,772	721,004,872	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2021年11月30日現在）

種類	金額
I 資産総額	922, 234, 643 円
II 負債総額	135, 811 円
III 純資産総額（I - II）	922, 098, 832 円
IV 発行済数量	806, 268, 227 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1. 1437 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書

TMA外国株式インデックスマザーファンド

種類	金額
I 資産総額	61, 821, 731, 696 円
II 負債総額	59, 967, 207 円
III 純資産総額（I - II）	61, 761, 764, 489 円
IV 発行済数量	15, 269, 786, 032 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	4. 0447 円

III 設定及び解約の実績

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2021年 5月13日～2021年11月10日	668, 859, 212	46, 362, 964	622, 496, 248

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年5月26日

ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

当ファンドの第1期計算期間に関する財務諸表は、2022年7月8日の第1期計算期間終了後、3ヶ月以内に作成される予定です。

2. 投資信託(ファンド)の現況

以下のファンドの現況は2021年8月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	136,159,847円
II 負債総額	65,508円
III 純資産総額(I - II)	136,094,339円
IV 発行済口数	118,697,115口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.1466円

【参考情報】マザーファンドの現況

インデックス マザーファンド NASDAQ100

純資産額計算書

I 資産総額	66,589,281,626円
II 負債総額	3,379,412,882円
III 純資産総額(I - II)	63,209,868,744円
IV 発行済口数	40,397,158,035口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.5647円

III 設定および解約の実績

該当事項はありません。